

神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について (説明資料)

パブリックコメントを経て、「第3次広域計画（案）」を作成しました。

第3次広域計画（案）（概要）

1 広域計画の趣旨・計画期間

(1) 趣旨

- ・ 広域計画は、地方自治法第291条の7の規定により、議会の議決を経て作成します。
- ・ 広域連合及び構成全市町村はこの計画に基づいて事務を処理していくこととなります。

(2) 計画期間

- ・ 平成28年度から平成33年度まで(6年間)

2 第2次広域計画の振り返り

第2次広域計画上の施策事業の検証及び評価は、全体として概ね計画どおり実施できている、との結果になっています。

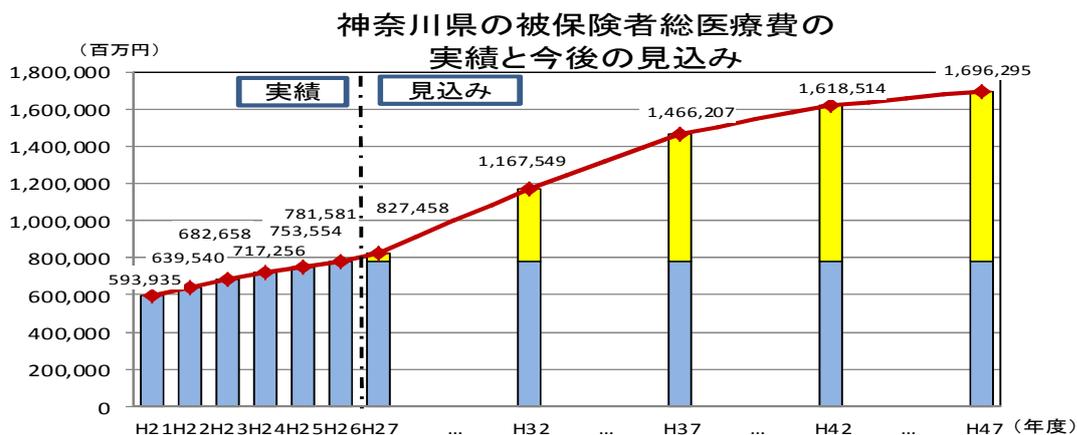
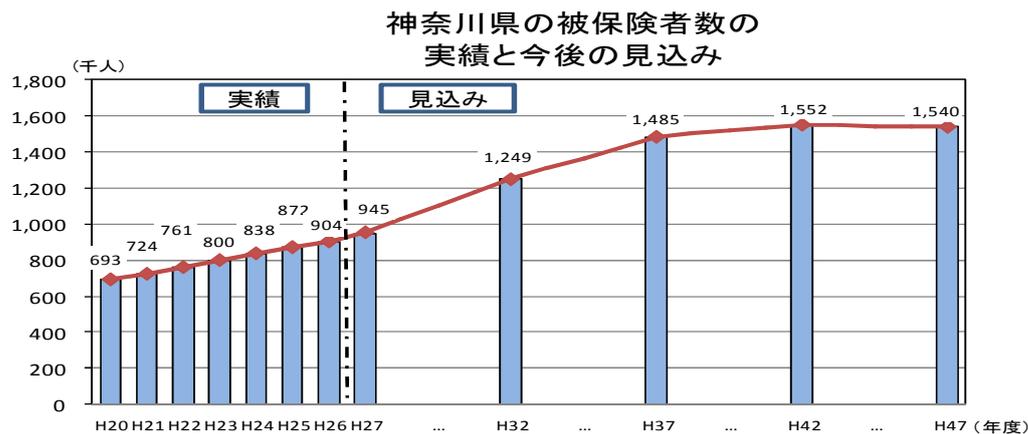
〈主な成果〉

医療費の適正化関係

- ・ 診療報酬明細書の点検による減点額:約14億円(平成25年度)
- ・ 後発医薬品の差額通知による効果額:約5,637万円(保険者負担分、平成26年9月～3月診療分)

3 現状と課題

神奈川県の75歳以上の人口と医療費は今後も増加していく見込みで、平成37年度には後期高齢者医療の被保険者数は平成26年度(90万4千人)の1.6倍となる148万5千人、被保険者総医療費は平成26年度実績額(7,815億円)の1.8倍以上となる1兆4,662億円となることを見込まれます。



増大する医療費に対応し、持続可能な制度としていくために、「医療費の適正化」、「健全な制度運営」、「被保険者の健康の保持増進」に一層取り組んでいく必要があります。

4 基本方針と施策の方向性

第2次広域計画の振り返り及び現状と課題を踏まえて、第3次広域計画の施策の柱を(1)「医療費の適正化」、(2)「健全な制度運営」、(3)「保健事業の推進」とします。

(1) 医療費の適正化

【基本方針】

医療費の適正化の取組みを推進することで、年々増大していく医療費の抑制を図ります。

【施策の方向性】

〈主な取組〉

診療報酬明細書の効果的な点検、介護保険との給付調整、療養費支給申請書等の点検、医療費通知、後発医薬品の利用促進、重複・頻回受診者への対応など

(2) 健全な制度運営

【基本方針】

市町村等と連携・協力して健全で効率的な制度運営を行い、持続可能な医療保険制度としていきます。

【施策の方向性】

〈主な取組〉

「県・市町村・広域連合医療保険事務改革検討協議会」等の会議や研修の活用、業務委託や事務の電算化、業務マニュアルの更新や整備、コールセンターとの連携、登録モニター制度、収納対策実施計画の着実な推進など

(3) 保健事業の推進

【基本方針】

被保険者の健康の保持増進のために保健事業実施計画(データヘルス計画)を着実に実施します。

【施策の方向性】

〈主な取組〉

健康診査、歯科健康診査事業、重複・頻回受診者及び重複投薬者への訪問相談、健康相談、健康教育等の実施など

(参考)

第3次広域計画(素案)のパブリックコメント実施結果

(1) 実施期間

平成27年10月1日～平成27年10月30日

(2) 提出意見数

41件(16名)

(3) 提出意見の内容

区分	件数
計画(案)に反映するもの、一部または全部が既に盛り込まれているもの	13
事業実施上の参考とするもの	1
その他(広域計画の範囲を超えているもの、感想など)	27

議案第1号

神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について

神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画を作成するにあたり、議会の議決を求める。

平成28年3月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 加山 俊夫

(提案理由)

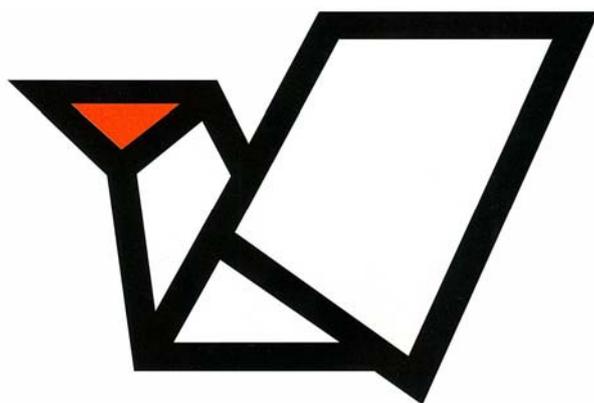
地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第1項の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画を作成したいので、この案を提出する。

(案)

神奈川県後期高齢者医療広域連合

第3次広域計画

(平成28年度～平成33年度)



平成28年3月

神奈川県後期高齢者医療広域連合

目 次

1	はじめに	1
2	広域計画の趣旨、計画期間及び改定	1
3	第2次広域計画の振返り	2
	(1) 医療費の適正化と健全な財政運営	2
	(2) 健康診査実施体制の確保	2
	(3) 広域連合の運営体制の強化	3
	(4) 市町村との連携強化	3
	(5) 広報広聴活動の充実	3
4	現状と課題	4
	(1) 現状と今後の見込み	4
	ア 被保険者数	4
	イ 医療費	5
	ウ 保険料	7
	(2) 課題	8
	ア 医療費の適正化	8
	イ 健全な制度運営	8
	ウ 被保険者の健康保持増進	8
5	基本方針と施策の方向性	9
	(1) 医療費の適正化	9
	(2) 健全な制度運営	9
	ア 制度運営	9
	（ア）市町村との連携の推進	9
	（イ）簡素で効率的な業務執行	9
	（ウ）広報・広聴	9
	（エ）個人情報の適正な管理	10
	イ 財政運営	10
	（ア）財源の確保	10
	（イ）収納対策	10
	(3) 保健事業の推進	10
6	広域連合と構成市町村の事務分担	11
7	施策事業の評価	11

1 はじめに

後期高齢者医療制度は、原則 75 歳以上の方を対象とする、他の医療保険から独立した新しい医療保険制度として、平成 20 年 4 月 1 日より施行されました。

本制度は、高齢者の医療費を、現役世代を含む国民全体で支え合うための制度であり、その運営主体は、財政の広域化及び安定化を図るため、都道府県ごとに設置される広域連合が担うことと定められています。

神奈川県においては、県内 33 市町村で構成する神奈川県後期高齢者医療広域連合が平成 19 年 1 月 11 日に設立され、財政責任を持つ運営主体として、保険料の決定や医療の給付等の業務を行っています。

また、制度の運営に当たりましては、平成 19 年 8 月に作成した第 1 次広域計画及び平成 24 年 2 月に作成した第 2 次広域計画に基づいて、市町村と相互に協力しながら、本制度の安定的かつ円滑な運営に努めています。

この間、高齢者医療制度のあり方については、社会保障制度改革国民会議等で議論が重ねられ、平成 25 年 12 月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、持続可能な医療保険制度等を構築するための措置を、平成 29 年度までを目処に順次講ずるものとされ、現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくことが決定されました。

こうした中、現在の第 2 次広域計画が平成 27 年度をもって計画期間の満了を迎えるに当たりまして、新たに平成 28 年度を始期とする第 3 次広域計画を作成しました。

今後、さらなる医療費の増大が予想されますが、この第 3 次広域計画に基づき、市町村と連携を図りながら、神奈川県における 95 万人余りの被保険者の皆さまが日々の暮らしを安心して送っていただけるよう、医療保険者としてその責務を果たしてまいります。

平成 28 年 3 月

神奈川県後期高齢者医療広域連合長
加山 俊夫

2 広域計画の趣旨、計画期間及び改定

広域計画は、地方自治法第 291 条の 7 の規定により、議会の議決を経て作成するもので、広域連合及び構成全市町村はこの計画に基づいて事務を処理していくこととなります。

本広域連合では、第 2 次広域計画の期間が平成 27 年度末で満了するため、第 2 次広域計画の振返りを踏まえ、第 3 次広域計画を作成しました。計画期間は平成 28 年度から平成 33 年度までの 6 年間としました。なお、広域連合長が必要と認めたときには、随時広域計画の改定を行うものとします。

3 第2次広域計画の振り返り

第2次広域計画で定めた「基本方針と施策の方向性」に基づき実施している施策事業の進捗状況及び実施結果について、神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画施策事業評価委員会において検証及び評価を行いました。

全体として、概ね計画どおり実施できているとの評価でした。第2次広域計画での「主な成果」と実施結果を踏まえた「今後の方向性」は次のとおりです。

(1) 医療費の適正化と健全な財政運営

ア 医療費の適正化

【主な成果】

診療報酬明細書の点検を進め、市町村点検分を含む平成25年度の効果は、再審査・過誤レセプト数約5万件、減点額約14億円となっています。また、医療保険と介護保険の給付調整や柔道整復療養費支給申請書の点検を実施し、重複分の返戻などを行いました。

後発医薬品の普及啓発については、平成24年度から被保険者証の送付時に希望カードを送り、利用促進を図りました。平成26年度からは、差額通知を送付し、平成26年9月から3月診療分までで、約5,637万円（保険者負担分）の効果がありません。医療費通知は、平成27年度から県内全市町村で実施しています。

さらに、重複・頻回受診者についての訪問指導を平成26年度から開始しました。

【今後の方向性】

引き続き、診療報酬明細書等の効果的な点検に取り組むとともに、後発医薬品の普及の促進、重複・頻回受診者への対応を進めるなど、費用対効果を考慮しながら、医療費の適正化に取り組めます。

イ 健全な財政運営

【主な成果】

保険料の収納対策については、短期被保険者証を交付して継続的な納付勧奨をするなど、市町村と連携して収納率向上に取り組む、平成25年度の現年度収納率は、99.26%と過去最高となりました。

【今後の方向性】

神奈川県及び市町村と連携して、さらなる収納率の向上に取り組めます。

(2) 健康診査実施体制の確保

【主な成果】

健康診査の受診率が、平成25年度23.7%、平成26年度24.7%となり、市町村と連携しながら実施することができました。

【今後の方向性】

今後も各市町村と情報共有し、市町村の取組を支援します。

(3) 広域連合の運営体制の強化

【主な成果】

業務の効率化の観点から民間委託の活用を進めており、平成 26・27 年度も新規に業務委託を行いました。

また、事務マニュアルを随時更新し、新規に事業を行う際にもマニュアルを作成しています。

【今後の方向性】

今後も民間委託による業務の効率化を進めるとともに、業務マニュアルの整備を進め、運営体制の強化を図ります。

(4) 市町村との連携強化

【主な成果】

毎年、運営協議会を 2 回、幹事会を 4 回開催し、市町村との情報共有と連携を進めることができました。

また、「県・市町村・広域連合医療保険事務改革検討協議会」において、県・市町村と情報交換・協議を行い、事務の課題の共有と事務改善を行うことができました。

【今後の方向性】

今後も市町村との情報共有や連携の強化を進めます。

(5) 広報広聴活動の充実

【主な成果】

市町村と連携して、広報資料の配布場所を拡大するとともに、市町村の広報紙等にも掲載を依頼し、制度の周知を進めました。

コールセンターに寄せられた質問や意見を事務局内で共有し、業務改善につなげました。また、登録モニターから出された意見を市町村と共有し、業務を進める上での参考としました。

【今後の方向性】

引き続き被保険者の満足度を高めるために、効果的な広報広聴に取り組めます。

4 現状と課題

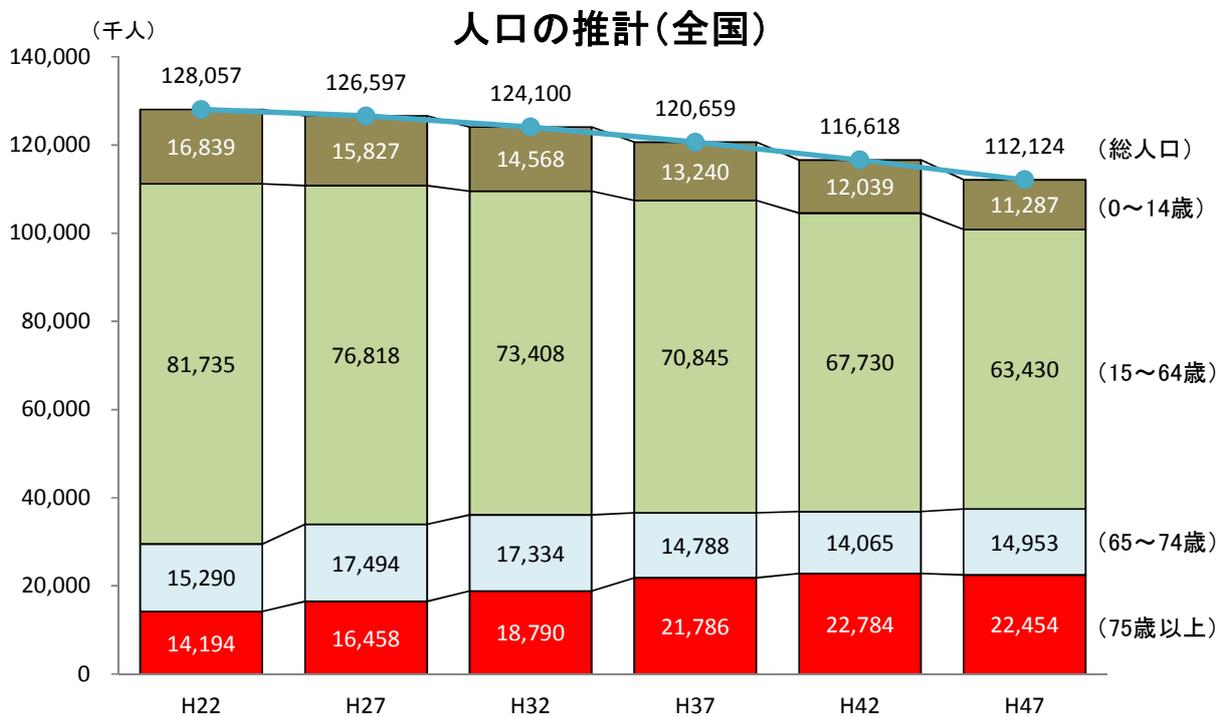
(1) 現状と今後の見込み

ア 被保険者数

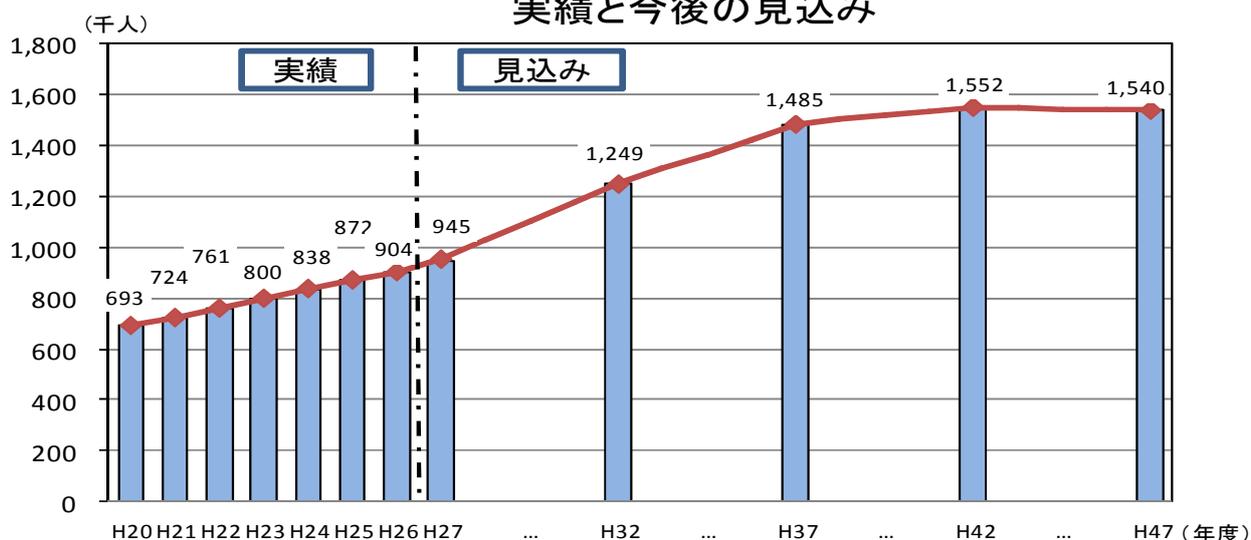
日本の総人口はゆるやかに減少していく見込みですが、その一方で75歳以上の人口は増加傾向が続き、いわゆる団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が75歳を超える平成37年には2千万人を突破する見込みです。

神奈川県においても、総人口は平成27年頃をピークに減少に転じますが、75歳以上の人口は全国の伸び率を上回る割合で増加する見込みです。

県内の後期高齢者医療の被保険者数は、制度が開始された平成20年度は69万3千人でしたが、平成26年度には90万4千人となり、6年間で21万1千人（30%）増加しました。平成37年度には148万5千人となり、平成26年度の1.6倍を超え、その後も増加傾向は続く見込みです。



神奈川県の実績と今後の見込み



出典：『日本の将来推計人口（平成24年1月推計／出生中位・死亡中位）』国立社会保障・人口問題研究所

『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』国立社会保障・人口問題研究所
『後期高齢者医療事業年報 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省

注1：実績の被保険者数は、3月末～2月末における平均の被保険者数です。

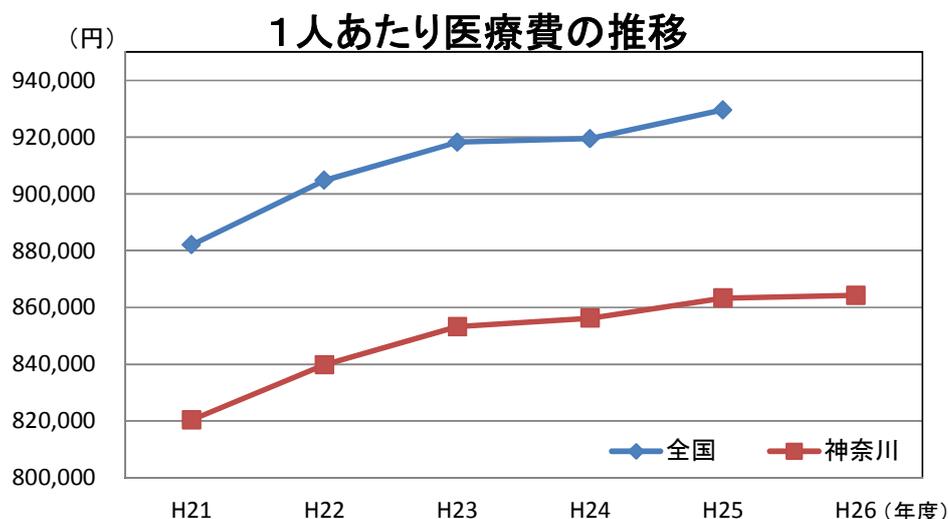
注2：平成27年度の見込みについては、直近の実績を踏まえて試算した数値を用いています。

イ 医療費

後期高齢者医療制度における被保険者の1人あたり医療費は、制度開始以来、年々増加しています。神奈川県では、平成26年度に1人あたり864,269円となりましたが、全国との比較では、平均を約6万6千円下回っており、全国で30番目の水準になっています（平成25年度実績額における比較）。

神奈川県の実績と今後の見込み

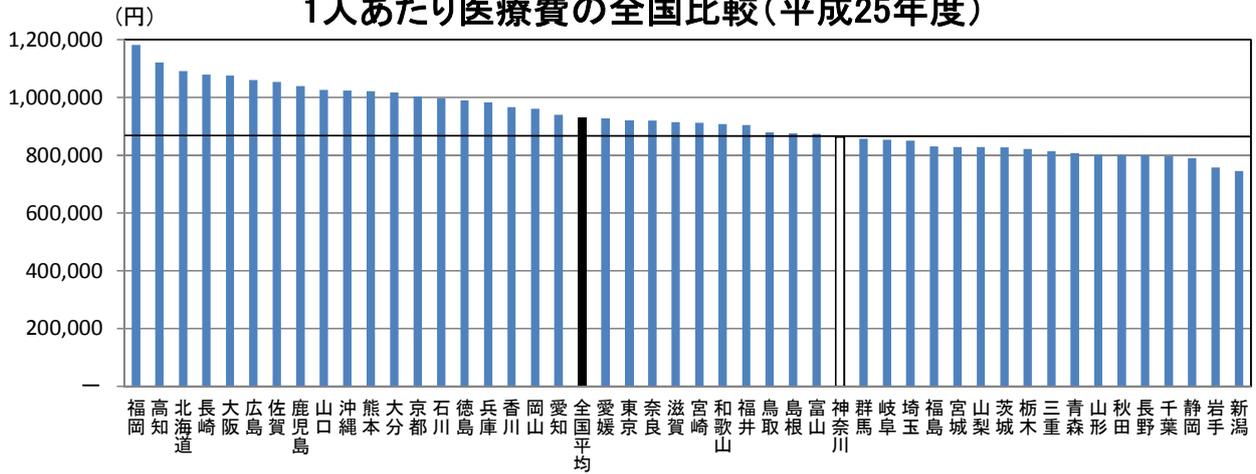
神奈川県の被保険者総医療費については、被保険者数、1人あたり医療費ともに伸びていく見込みであることから、今後急速に増加し、平成37年度には平成26年度実績額の1.8倍以上となる1兆4,662億円になることが見込まれます。



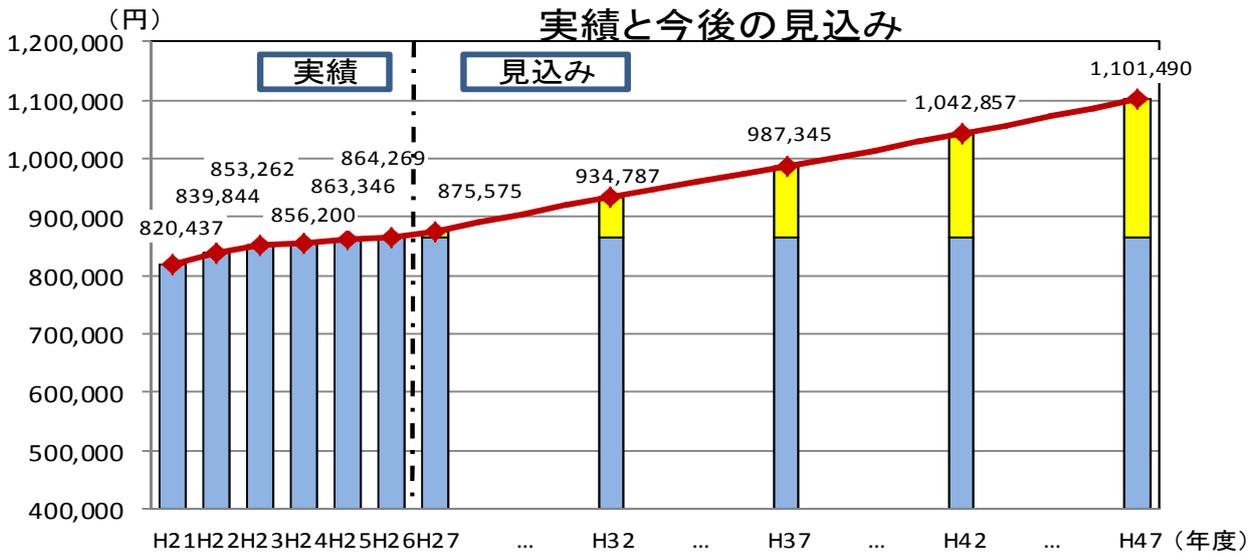
1人あたり医療費の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	(年度)
全 国	882,118	904,795	918,206	919,452	929,573	—	
神 奈 川	820,437	839,844	853,262	856,200	863,346	864,269	(円)

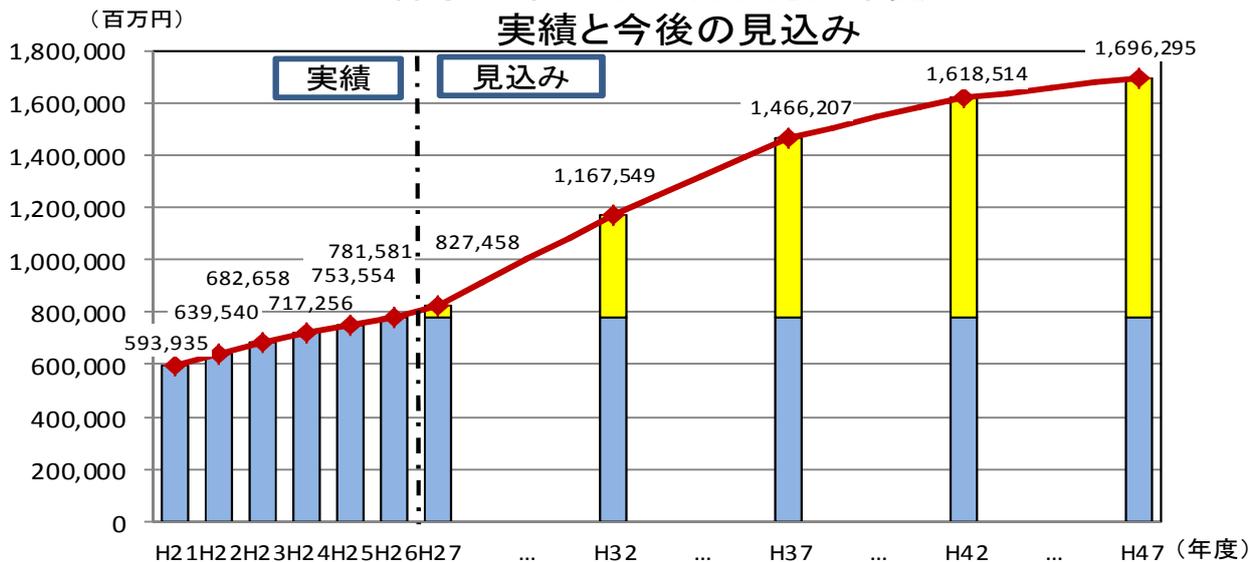
1人あたり医療費の全国比較(平成25年度)



神奈川県の実績と今後の見込み



神奈川県の実績と今後の見込み



出典：『後期高齢者医療事業年報 第2表都道府県別医療費の状況』厚生労働省

注1：平成26年度の1人あたり医療費は、第3次広域計画作成段階において未発表で、神奈川県の数値は、本広域連合が集計したものです。

注2：1人あたり医療費の見込みは、これまでの実績からの傾向を考慮した上で試算したものです。

注3：総医療費は、1人あたり医療費に、当該年度の被保険者数を乗じて算出しました。

ウ 保険料

医療費の増加に伴って、神奈川県は保険料は上昇傾向にあります。水準としては、均等割額、所得割率ともに全国平均を下回っており、全国で32番目の高さです(平成26・27年度)。

一方、神奈川県は1人あたり保険料調定額は、平成26年度は91,219円であり、全国平均を上回っていますが(平成26年度は全国で上から2番目)、所得額に対する保険料調定額の割合(負担率)は、平成26年度は7.4%であり、全国平均を下回っています(全国で下から3番目)。

保険料の推移

		H20・21	H22・23	H24・25	H26・27	※H28・29(案)	(年度)
全国	均等割額(円)	41,500	41,700	43,550	44,980		
	所得割率	7.65%	7.88%	8.55%	8.88%		
神奈川県	均等割額(円)	39,860	39,260	41,099	42,580	43,429	
	所得割率	7.45%	7.42%	8.01%	8.30%	8.66%	

出典：『後期高齢者医療制度における平成22年度及び23年度の保険料等について』厚生労働省
『後期高齢者医療制度における平成24年度及び25年度の保険料等について』厚生労働省
『後期高齢者医療制度における平成26年度及び27年度の保険料等について』厚生労働省
※平成28・29年度の神奈川県の保険料(案)については、平成27年度に本広域連合において算出したものです。

1人あたり所得額と1人あたり保険料調定額の推移

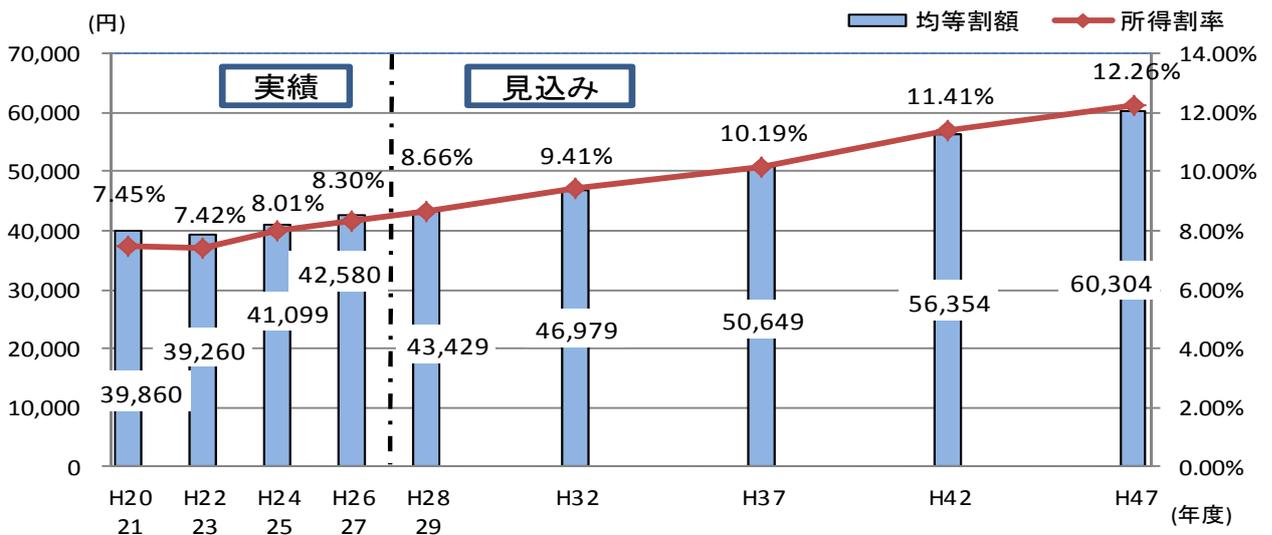
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	(年度)
全国	所得額(円)	842,000	796,000	798,000	797,000	799,000	830,000	
	保険料調定額(円)	62,822	63,083	62,659	66,715	66,689	68,318	
	負担率	7.5%	7.9%	7.9%	8.4%	8.3%	8.2%	
神奈川県	所得額(円)	1,300,000	1,216,000	1,221,000	1,208,000	1,193,000	1,228,000	
	保険料調定額(円)	87,283	85,292	84,652	89,610	88,726	91,219	
	負担率	6.7%	7.0%	6.9%	7.4%	7.4%	7.4%	

出典：『後期高齢者医療実態調査報告(平成21～26年度)』厚生労働省

注1：「所得額」および「保険料調定額」は1人あたり平均の額です。

注2：「負担率」は「保険料調定額」を「所得額」で除して算出しました。

<参考> 神奈川県の保険料(均等割額・所得割率)の実績と今後の見込み(試算)



注：この試算は、これまでの傾向を基に今後の見込みを試算したものです。

(2) 課題

被保険者数は、「(1) 現状と今後の見込み」で示したとおり、いわゆる団塊の世代が75歳を超える平成37年頃までは急速に増加し、これに伴って被保険者の総医療費も増加していく見込みです。

増大する医療費に対応し、持続可能な制度としていくために、**医療費の適正化、健全な制度運営及び被保険者の健康の保持増進**に一層取り組んでいく必要があります。

ア 医療費の適正化

第2次広域計画においては、診療報酬明細書の点検などを通じて、医療費の適正化を推進してきましたが、今後さらに取組を進めていく必要があります。

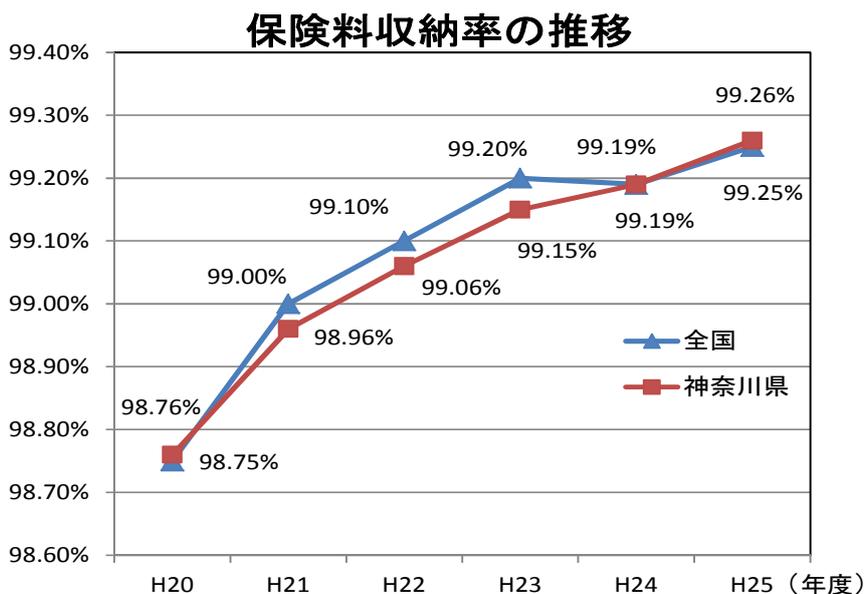
イ 健全な制度運営

現行制度は、医療費を公費、現役世代、高齢者で負担する仕組みとなっていることから、財源を的確に確保していく必要があります。

高齢者が負担する保険料については、適切な負担となる保険料率を設定するとともに、収納率を向上させる取組が必要です。

神奈川県は、着実に上昇しており、平成25年度で全国平均を0.01ポイント上回りましたが、今後も県内市町村との連携により、保険料収納率の向上を目指していく必要があります。

また、引き続き、簡素で効率的な制度運営を行っていく必要があります。



出典：平成20～25年度『後期高齢者医療事業年報
第4表都道府県別経理状況』厚生労働省

ウ 被保険者の健康保持増進

高齢化が急速に進む中、高齢者ができる限り長く自立し、充実した生活を送ることができるよう、高齢者の健康の保持増進の取組を支援することが重要になっています。個々の高齢者の生活の質の維持及び向上は、医療費全体の適正化にもつながることになります。

本広域連合では、平成27年3月に保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定しました。被保険者の健康の保持増進を図るために、この計画を着実に実施していく必要があります。

5 基本方針と施策の方向性

「3 第2次広域計画の振返り」及び「4 現状と課題」を踏まえ、第3次計画期間の施策の柱を（1）「医療費の適正化」、（2）「健全な制度運営」、（3）「保健事業の推進」とし、それぞれの「基本方針」と重点的に取組む「施策の方向性」を、次のとおりとします。

（1）医療費の適正化

【基本方針】

医療費適正化の取組を推進することで、年々増大していく医療費の抑制を図ります。

【施策の方向性】

医療費適正化を推進するため、効果的な診療報酬明細書の点検を行うとともに、介護保険との給付調整や療養費支給申請書等の点検に取り組めます。

また、被保険者の医療費に対する認識や関心を高めるために医療費通知を実施するとともに、後発医薬品の利用促進や重複・頻回受診者への対応に取り組めます。

（2）健全な制度運営

【基本方針】

市町村等と連携・協力して健全で効率的な制度運営を行い、持続可能な医療保険制度としていきます。

【施策の方向性】

ア 制度運営

（ア）市町村との連携の推進

後期高齢者医療制度は広域連合と市町村が役割を分担しており、円滑な制度運営には相互の協力・連携が不可欠です。

既存の運営協議会、運営協議会幹事会に加え、神奈川県等が主催する「県・市町村・広域連合医療保険事務改革検討協議会」等の会議や研修を活用し、情報と課題を市町村と共有し、より良い制度運営を行っていきます。

（イ）簡素で効率的な業務執行

被保険者数の増加などによる業務量の増加に対し、業務委託や事務の電算化などにより業務執行の効率化を図ります。また、業務マニュアルの更新や整備を行うことで事務ノウハウの継承・蓄積を図り、安定的に業務を行っていきます。

（ウ）広報・広聴

広報紙・ガイドブック・小冊子等の印刷物やホームページを通して、被保険者にとって有益な情報をより分かりやすく発信出来るように工夫するなど、効果的な広報を行います。

コールセンターとの連携や登録モニター制度により、的確に被保険者のニーズを把握し、より良い制度運営につなげていきます。

(エ) 個人情報の適正な管理

個人情報に関する保護規定や情報セキュリティポリシーに基づき、適正かつ厳格な個人情報の保護及び管理を行います。

また、社会保障・税番号制度における個人番号（マイナンバー）についても、流出等の事故がないよう十分な対応・対策を進めます。

イ 財政運営

(ア) 財源の確保

今後も、医療給付費等は増加していく見込みですが、その費用を公費、現役世代、高齢者で負担する仕組みとなっていることから、財源を的確に確保していく必要があります。

負担金や補助金等の公費については、必要な医療給付費等を的確に見込み、補助制度等を最大限活用して財源の確保を図り、安定した財政運営を図ります。

(イ) 収納対策

収納対策の取組の中で、保険料の収納率は着実に向上しています。しかし今後、経済状況などの変化等により、収納をめぐる環境が厳しくなることも予想され、更なる公平性の確保のために、より一層の収納率向上を目指していくことが必要です。

県及び市町村と連携して情報の共有や課題の把握を行うことで、**収納対策実施計画**を着実に推進します。

(3) 保健事業の推進

【基本方針】

被保険者の健康の保持増進のために保健事業実施計画（データヘルス計画）を着実に実施します。

【施策の方向性】

市町村と協力・連携し、生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的とした**健康診査**及び**歯科健康診査事業**、**重複・頻回受診者及び重複投薬者への訪問相談**や被保険者の健康の保持増進の支援のための**健康相談**、知識の普及啓発を含めた**健康教育**等の事業を実施します。

6 広域連合と構成市町村の事務分担

広域連合及び市町村は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定する事務のうち、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づく事務を担うものとします。

広域連合では、被保険者の資格管理、保険料の決定、保険給付などに関する事務を行い、市町村では、保険料の徴収、各種申請の受付に関する事務を行います。

主な業務内容は、次のとおりです。

広域連合が担う事務	市町村が担う事務
被保険者の資格管理に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の資格管理 65歳から74歳の者の被保険者認定 被保険者証の交付、回収 短期被保険者証などの発行 特定疾病受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の資格の取得及び喪失に関する届出書の提出の受付 65歳から74歳の者の被保険者認定に係る申請書の提出の受付 被保険者証、短期被保険者証の引渡し 被保険者証等の返還の受付 特定疾病受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証に係る申請書の提出の受付
医療給付に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> 療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費などの支給に係る申請書の審査、支払 葬祭費の支給 一部負担金の減免及び徴収猶予の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費などの支給に係る申請書の提出の受付 葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付 一部負担金の減免及び徴収猶予に係る申請書の提出の受付
保険料の賦課に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> 保険料率の決定 保険料の賦課 保険料の減免及び徴収猶予の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の額の通知書の引渡し 保険料の徴収 保険料の減免及び徴収猶予に係る申請書の提出の受付、またその処分に係る通知書の引渡し 保険料に関する申告書の提出の受付
保健事業に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> 保健事業計画、データヘルス計画の策定 健康診査に係る補助金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査の実施
その他の後期高齢者医療制度の施行に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> 電算処理システムの管理に関すること 情報公開、開示請求に関すること 広報・広聴に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、広報紙等での制度周知 その他制度に関する窓口での相談

7 施策事業の評価

当該計画に掲げる基本方針と取組については、毎年進捗管理を行います。また、広域計画施策事業評価委員会で評価し、それを基にPDCAサイクルを回していくことで、計画を進めます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について（説明資料）

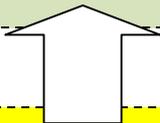
1. 平成 28・29 年度保険料率（案）

高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条に基づき、平成 28・29 年度の 2 年間の財政運営期間の療養給付費等の費用と収入を見込み、財政の均衡が保てるよう保険料率（案）を算定しました。・・・第 7 条及び 8 条の改正

	28・29 年度	26・27 年度	差引増減		前回増減
	均等割額（円）	43,429 円	42,580 円	+849 円	+2.0%
所得割率（%）	8.66%	8.30%	+0.36 ポイント	+4.3%	+3.6%
厚生年金の平均的な年金受給者の年間保険料額（円）（年収 201 万円・単身世帯）	55,520 円	53,980 円	+1,540 円	+2.9%	+3.6%

算定に係る数値

- ① **高齢者負担率：10.99%**（前回算定時；10.73%）
- ② **被保険者数：年約 6% の増加**
27 年度 945,045 人、28 年度 1,008,636 人、29 年度 1,056,452 人
- ③ **1 人当たり医療費：28 年度 1.1% 増加、29 年度 2.2% 増加**（最近の伸び率 1.3% を基に、診療報酬改定（▲0.84%）と 29 年度は消費税引き上げ分を加味）
- ④ **29 年 4 月からの消費税引き上げの影響を加味**



保険料の増加を抑制するため剰余金 100 億円を活用

（参考）剰余金 100 億円の影響

剰余金の活用により、保険料率の上昇を均等割額で 4.3%、所得割率で 5.3% 抑制することができました。

	抑制財源を投入しない場合 (A)	抑制財源を投入した場合 (B)	抑制の効果	
			増減 (A) - (B)	率
均等割額（円）	45,380 円	43,429 円	1,951 円減	▲4.3%
所得割率（%）	9.14%	8.66%	0.48 P 減	▲5.3%
厚生年金平均額受給者	58,240 円	55,520 円	2,720 円減	▲4.7%

2. 低所得者にかかる保険料軽減措置の拡大

低所得者に対する更なる負担軽減の観点から、保険料均等割の軽減判定所得について、政令改正が行われましたので、それにあわせて改正します。

・・・第12条第1項第2号及び第3号の改正

【改正の内容】

① 2割軽減

(現 行) 基準額 33 万円 + 47 万円 × 被保険者数

(改正後) 基準額 33 万円 + 48 万円 × 被保険者数

② 5割軽減

(現 行) 基準額 33 万円 + 26 万円 × 被保険者数

(改正後) 基準額 33 万円 + 26.5 万円 × 被保険者数

議案第2号

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年3月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 加 山 俊 夫

(提案理由)

平成28年度及び平成29年度の保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料軽減措置の範囲を一部拡大するため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条中「平成26年度及び平成27年度」を「平成28年度及び平成29年度」に、「100分の8.30」を「100分の8.66」に改める。

第8条中「平成26年度及び平成27年度」を「平成28年度及び平成29年度」に、「42,580円」を「43,429円」に改める。

第12条第1項第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成28年度及び平成29年度の各年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条から第6条まで (略)</p> <p>(所得割率)</p> <p>第7条 <u>平成28年度及び平成29年度の所得割率は、100分の8.66とする。</u></p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第8条 <u>平成28年度及び平成29年度の被保険者均等割額は、43,429円とする。</u></p> <p>第9条から第12条第1項第1号の2まで (略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>26万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条から第6条まで (略)</p> <p>(所得割率)</p> <p>第7条 <u>平成26年度及び平成27年度の所得割率は、100分の8.30とする。</u></p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第8条 <u>平成26年度及び平成27年度の被保険者均等割額は、42,580円とする。</u></p> <p>第9条から第12条第1項第1号の2まで (略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>26万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p>

<p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>48万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>第12条第2項以下 (略)</p>	<p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>47万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>第12条第2項以下 (略)</p>
---	---

議案第3号

神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関
する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年3月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 加 山 俊 夫

神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関
する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の
一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、所要の改
正をする必要があるため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>に基づき、広域連合の一般職職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休暇等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第18条 （略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>に基づき、広域連合の一般職職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休暇等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第18条 （略）</p>

議案第4号

神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況
の公表に関する条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に
関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年3月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 加 山 俊 夫

(提案理由)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、人事行政
の運営の状況に係る報告事項の追加等を行うため、この条例案を提出す
る。

神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況
の公表に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

（8）職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

（5）職員の休業に関する状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p><u>(2) 職員の人事評価の状況</u></p> <p><u>(3) 職員の給与の状況</u></p> <p><u>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p><u>(5) 職員の休業に関する状況</u></p> <p><u>(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p><u>(7) 職員のサービスの状況</u></p> <p><u>(8) 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(9) 職員の研修_____の状況</u></p> <p><u>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p><u>(11) その他広域連合長が必要と認める事項</u></p> <p>第4条・第5条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p><u>(2) 職員の給与の状況</u></p> <p><u>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p><u>(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p><u>(5) 職員のサービスの状況</u></p> <p><u>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p><u>(8) その他広域連合長が必要と認める事項</u></p> <p>第4条・第5条 (略)</p>

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について（説明資料）

1 条例改正の理由

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法」等の改正に伴い、本条例による傷病補償年金等と、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法（以下「国等共済法」）による年金たる給付が、同一の事由で重複して支給される場合の減額調整に関する規定の整備を図るものです。

2 条例改正の内容

（1）調整率の規定

ア 対象者

国家公務員共済制度創設（昭和 34 年）、地方公務員等共済制度創設（昭和 37 年）以前に国家公務員又は地方公務員としての在職期間を有する非常勤職員等。

（※法の特例措置により、国等共済法の改正後も引き続き共済年金が支給されます。）

イ 内容

国等共済法の改正により、減額調整規定が法からは削除されたため、同様の減額調整規定を本条例に設けます。

（2）経過措置

ア 改正条例の適用日前に支給事由の生じた公務災害補償は、なお従前の例によることとします。（改正条例附則第 2 項）

イ 障害に係る傷病の初診日が改正条例適用日前で、障害認定日が改正条例適用日以後の者は、二重に減額調整されてしまうこととなるため、その場合には改正条例を適用しないこととします。（改正条例附則第 3 項）

ウ 改正条例適用日から施行日前日までに支給された、現行条例に基づく公務災害補償については、改正条例に基づく補償の内払いとみなします。（改正条例附則第 4 項）

3 改正条例の施行日

公布の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用（適用日は一元化法の施行日）

議案第5号

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の
職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
について

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務
災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年3月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 加 山 俊 夫

(提案理由)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、同一の事由により傷病補償年金等と他の法令による年金たる給付とが支給される場合における調整に関する規定の整備を図るため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員
 の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公
 務災害補償等に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連
 合条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第19項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地	0.88

	共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年

一元化法附則第 6 5 条第 1 項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第 2 8 条第 1 項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	
遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成 2 4 年一元化法附則第 3 7 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成 2 4 年一元化法附則第 6 1 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第 8 7 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第 7 8 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第 3 2 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第 2 0 項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 2 4 年一元化法改正前国	0.88

共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。ただし、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第19項及び第20項の規定による次の表の右欄に掲げる率については、平成28年4月1日から適用する。

年金たる補償の額

障害補償年金	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
--------	--	------

休業補償の額

障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
--	------

(経過措置)

- この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)附則第19項及び第20項の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を

改正する法律（平成24年法律第63号。以下この項において「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過装置に関する政令（平成27年政令第345号。以下この項において「平成27年国共済経過措置政令」という。）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年国共済経過措置政令第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2

項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第19項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第19項及び第20項の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

神奈川県後期高齢者医療広域連合協議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>19 年金たる補償の額は、当該補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。</p>	<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>19 年金たる補償の額は、当該補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。</p>
<p>傷病補償年金</p> <p><u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。）</u></p>	<p>傷病補償年金</p> <p><u>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）</u></p>

<p>以下単に「障害基礎年金」という。） <u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u></p>	<p><u>0.8.6</u></p>
<p><u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</u></p>	<p><u>0.8.8</u></p>
<p><u>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）</u></p>	<p><u>0.7.5</u></p>
<p><u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）</u></p>	<p><u>0.7.5</u></p>
<p><u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規</u></p>	<p><u>0.8.9</u></p>
<p><u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）</u></p>	<p><u>0.7.5</u></p>
<p><u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）</u></p>	<p><u>0.8.9</u></p>
<p><u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）</u></p>	<p><u>0.7.3</u></p>
<p><u>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u></p>	<p><u>0.8.6</u></p>
<p><u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障</u></p>	<p><u>0.8.8</u></p>

<p>定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）</p>	<p>障害補償年金</p>	<p>0.7.3</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>害について国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.7.4</p>
<p>障害補償年金</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.8.3</p>	<p>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>旧船員保険法の障害年金</p>	<p>0.7.4</p>
<p>障害補償年金</p>	<p>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.8.8</p>	<p>旧国民年金法の障害年金</p>	<p>旧国民年金法の障害年金</p>	<p>0.8.9</p>
<p>障害補償年金</p>	<p>旧船員保険法による障害年金</p>	<p>0.7.4</p>	<p>障害厚生年金及び障害基礎年金</p>	<p>障害厚生年金及び障害基礎年金</p>	<p>0.7.3</p>
<p>障害補償年金</p>	<p>旧厚生年金保険法による障害年金</p>	<p>0.7.4</p>	<p>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.8.3</p>
<p>障害補償年金</p>	<p>旧国民年金法による障害年金</p>	<p>0.8.9</p>	<p>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.8.8</p>
<p>遺族補償年金</p>	<p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による</p>	<p>0.8.0</p>	<p>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</p>	<p>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</p>	<p>0.8.0</p>

<p>遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）</p>	<p>0.84</p>		<p>0.80</p>
<p>遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.88</p>	<p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</p>	<p>0.90</p>
<p>遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金</p>	<p>0.80</p>	<p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p>	<p>0.80</p>
<p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>	<p>0.80</p>	<p>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）</p>	<p>0.84</p>
<p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p>	<p>0.90</p>	<p>遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p>遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族</p>	<p>0.88</p>

共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金

20 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88

20 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の制定について (説明資料)

1 条例制定の理由

行政不服審査法の改正に伴い、審査請求人等に対する提出書類等の交付に係る手数料及び同法の規定により本広域連合に設置する機関に関し必要な事項を定めるものです。

2 条例の内容

(1) 手数料の額 (第2条、第12条、別表)

審査請求人等が、審理員又は審査会から関係書類等の交付を受ける際に納付する手数料の額を規定

A3まで (1枚)	白黒10円、カラー50円
A3を超える大きさ (1枚)	実費相当額

(2) 手数料の減免 (第3条、第12条)

経済的困難その他特別の理由により手数料を納付する資力がないと認めるとき (生活保護受給者等) は、減免することができる

(3) 第三者機関の組織及び運営 (第4条～第14条)

名 称	神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会 (第4条)
設 置	審査請求の事件ごとに設置 (第4条)
委 員	3名 (第5条) ※任期：任命から当該事件の裁決がなされたときまで (第6条)
会議の 運営	会長は委員の互選により選任、会議の議長を兼務 (第7条) 会議は会長が召集、委員の過半数の出席が必要 (第8条) 議事は出席委員の過半数により可否を決定 (第8条)
関係書 類の交 付	審査請求人等からの交付請求に基づき、関係書類の写し (電磁的記録は出力したもの) を交付 (第9条、第10条) 送付による交付も可能 (送付費用は交付請求者負担) (第11条)
その他	審査会の庶務は行政不服審査事務所管課が担当 (第13条) その他審査会の運営に関し必要な事項は会長が審査会に諮って決定 (第14条)

3 条例の施行日

平成28年4月1日 (改正法の施行日)

議案第6号

神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の制定
について

神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例を別紙のとおり定める。

平成28年3月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 加 山 俊 夫

(提案理由)

行政不服審査法の改正に伴い、審査請求人等に対する提出書類等の交付に係る手数料及び同法の規定により本広域連合に設置する機関に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例

(趣旨)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項に規定する手数料並びに法第81条第2項の規定により本広域連合に設置する機関に関し必要な事項については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の額)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表に定めるところとする。

(手数料の減免)

第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により、経済的困難その他特別の理由により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等（法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。第11条において同じ。）をいう。次項において同じ。）は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会)

第4条 法第81条第2項の規定により本広域連合に設置する機関の名称は、神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

2 審査会は、事件ごとに設置する。

3 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第5条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、第4条第2項に規定する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律及び条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、事件ごとに、広域連合長が任命する。

2 委員の任期は、当該事件の裁決がなされたときまでとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第7条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、広域連合長が行う。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(交付の求め)

第9条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

(1) 交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

(2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

(3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第11条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(交付の方法)

第10条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次のいずれかの方法によってする。

(1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(送付による交付)

第11条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、次条において準用する第2条の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

(準用)

第12条 第2条及び第3条の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第4項に規定する手数料の額及び減免について準用す

る。この場合において、第2条中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項」とあるのは「第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項」と、第3条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは「第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第5項」と、同条第2項中「審査請求人等（法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。以下この項において同じ。））」とあるのは「法第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、「第11条において同じ。」をいう。」とあるのは「第12条において読み替えて準用する」と、「第38条第1項の規定」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第12条において読み替えて準用する前項」と、「審査請求人等」とあるのは「法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人」と読み替えるものとする。

（庶務）

第13条 審査会の庶務は、行政不服審査事務主管課において処理する。

（委任）

第14条 第4条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種 別		金 額
日本工業規格A列3番までの 大きさの用紙	白 黒	1枚につき 10円
	カラー	1枚につき 50円
日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙		実費相当額

備考

両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する 条例について（説明資料）

1 条例改正の理由

行政不服審査法の改正に伴い、関係条例の整備その他所要の改正を
するものです。

2 条例改正の内容

（1）情報公開条例及び個人情報保護条例の改正

ア 行政の不作为も審査請求の対象であることを明記（情報公開条例第 16 条の 2、個人情報保護条例第 50 条の 2 ほか）

イ 審理員制度を適用除外（情報公開条例第 16 条の 3、個人情報保護条例第 50 条の 3）

ウ 「不服申立て」、「決定」等を「審査請求」、「裁決」等へ改正（情報公開条例第 17 条、個人情報保護条例第 51 条ほか）

エ 情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」）への諮問には、行政庁が作成する弁明書の写しを添付（情報公開条例第 17 条、個人情報保護条例第 51 条）

オ 審査会は、意見書又は資料の提出があった場合、審査請求人等に通知（情報公開条例第 21 条、個人情報保護条例第 54 条により準用）

カ 審査請求人等は、審査会に対し、提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付の請求が可能（情報公開条例第 22 条、個人情報保護条例第 54 条により準用）

キ 審査会に対し意見書又は資料の写しの交付を請求した者は交付費用を負担（情報公開条例第 22 条、個人情報保護条例第 54 条により準用）

ク 審査会は、諮問に対する答申について、公表するとともに答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付（情報公開条例第 22 条の 2、個人情報保護条例第 54 条により準用）

（2）人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正

ア 「不服申立て」を「審査請求」へ改正（第 4 条）

（3）非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正

ア 行政不服審査会委員及びその報酬日額 16,000 円を追加（第 1 条、別表）

3 改正条例の施行日

平成 28 年 4 月 1 日（改正法の施行日）

議案第7号

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
について

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のと
おり定める。

平成28年3月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 加 山 俊 夫

(提案理由)

行政不服審査法の改正に伴い、関係条例の整備その他所要の改正をす
る必要があるため、この条例案を提出する。

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
(神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正)

第1条 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第17条」を「第16条の2」に、「第22条」を「第22条の2」に、「制度に関する審査会の権限等」を「神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会」に、「第23条」を「第22条の3－第23条」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第3章中第17条の前に次の3条を加える。

(審査請求をすべき実施機関)

第16条の2 諾否決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求は、当該諾否決定又は公開請求に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。

(審査請求の特例)

第16条の3 前条の審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

第16条の4 第16条の2の審査請求において行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による交付を受けるものは、神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例(平成 年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 号)第2条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

第17条の見出し中「諮問」を「諮問等」に改め、同条各号列記以外の部分中「諾否開示決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「第16条の2の審査請求」に、「当該不服申立てに対する決定又は裁定」を「当該審査請求に対する

裁決」に改め、「実施機関」の次に「（以下「審査庁」という。）」を加え、「の各号」を削り、「遅滞なく、」の次に「第22条の3第1項に規定する」を、「（以下」の次に「この章において」を加え、「審査会の議を経て」を「当該諮問に対する答申を尊重して」に、「当該不服申立てに対する決定」を「当該審査請求に対する裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該行政文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第18条の見出し中「及び答申書写しの送付」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「前条」を「前条第1項」に、「諮問をした実施機関」を「諮問をした審査庁」に、「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、「、当該諮問書の写しを添付して」を削り、同項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「当該不服申立てに係る諾否決定」を「当該審査請求に係る行政文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第18条第2項を削る。

第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「諾否決定」の次に「（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を、「変更し、」の次に「当該審査請求に係る」を加え、「決定（第三者が反対意見書を提出）」を「裁決（

第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示」に改める。

第20条第1項中「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第2項中「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第3項中「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第21条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「当該不服申立人等」を「当該審査請求人等」に改める。

第21条に次の1項を加える。

- 2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合には、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

第22条第1項中「不服申立人及び参加人は、諮問実施機関」を「審査請求人等は、審査会」に、「意見書又は資料の閲覧又は写しの交付」を「意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）」に、「この場合において、諮問実施機関」を「この場合において、審査会」に、「その閲覧又は写しの交付を拒む」を「その閲覧等を拒む」に改め、同条第2項中「諮問実施機関」を「審査会」に、「閲覧又は写しの交付」を「閲覧等」に改め、同条第3項中「に要する費用は、これらの写しの交付を求めるものの負担とする。」を「を受ける審査請求人又は参加人は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。」に改める。

第3章中第22条の次に次の1条を加える。

（答申の内容の公表等）

第22条の2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するとともに、第17条及び神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連

合条例第16号。以下「個人情報保護条例」という。)第51条の規定による諮問に対する答申にあつては、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会

第4章中第23条の前に次の1条を加える。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の設置)

第22条の3 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会(以下この章において「審査会」という。)を置く。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第23条第4項中「神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第16号)を「個人情報保護条例」に、「実施文書」を「実施機関」に改める。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正)

第2条 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第51条」を「第50条の2」に改める。

第8条第4項中「第17条第1項」を「第22条の3第1項」に改める。

第3章第5節の節名を次のように改める。

第5節 審査請求

第3章第5節中第51条の前に次の3条を加える。

(審査請求をすべき実施機関)

第50条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求は、当該開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は本人開示

請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関
に対してするものとする。

(審査請求の特例)

第50条の3 前条の審査請求については、行政不服審査法（平成26
年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文
の規定は、適用しない。

第50条の4 第50条の2の審査請求において行政不服審査法第9
条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規
定による交付を受けるものは、神奈川県後期高齢者医療広域連合行
政不服審査条例（平成 年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第
号）第2条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当
該交付に要する費用を負担しなければならない。

第51条第1項各号列記以外の部分中「開示決定等、訂正決定等又
は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第16
0号）による不服申立て」を「第50条の2の審査請求」に、「当該
不服申立てに対する決定又は裁決」を「当該審査請求に対する裁決」
に改め、「実施機関」の次に「（以下「審査庁」という。）」を加え
、「の各号」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に
改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個
人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人
情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個
人情報の訂正をすることとするとき。

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個
人情報の利用停止をすることとするとき。

第51条第2項中「実施機関」を「審査庁」に、「前項」を「第1
項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り
、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定に
より読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添え

てしなければならない。

第52条第1項各号列記以外の部分中「実施機関」を「審査庁」に改め、同項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「当該不服申立てに係る開示決定等」を「当該審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第52条第2項を削る。

第53条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」及び「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、「当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第54条中「第22条」を「第22条の2」に改める。

（神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第3条 神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中第7号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

（7）行政不服審査会委員

別表の項中「情報公開・個人情報保護審査会委員」の項の次に次の

ように加える。

行政不服審査会委員	日額	16,000円
-----------	----	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の諾否決定（以下「諾否決定」という。）又は同条例第5条の規定による公開請求（以下「公開請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた諾否決定又はこの条例の施行前にされた公開請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）、同条例第35条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）、同条例第44条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）又は同条例第19条第1項の規定による開示の請求（以下「本人開示請求」という。）、同条例第32条第1項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）若しくは同条例第41条第1項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又はこの条例の施行前にされた本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>目次</p> <p>(第1章、第2章 略)</p> <p>第3章 <u>審査請求(第16条の2—第22条の2)</u></p> <p>第4章 <u>神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会(第22条の3—第23条)</u></p> <p>(第5章 略)</p> <p>(第1条～第16条 略)</p> <p>第3章 <u>審査請求</u></p> <p><u>(審査請求をすべき実施機関)</u></p> <p><u>第16条の2 諾否決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求は、当該諾否決定又は公開請求に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。</u></p> <p><u>(審査請求の特例)</u></p> <p><u>第16条の3 前条の審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>第16条の4 第16条の2の審査請求において行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規</u></p>	<p>目次</p> <p>(第1章、第2章 略)</p> <p>第3章 <u>不服申立て(第17条—第22条)</u></p> <p>第4章 <u>制度に関する審査会の権限等(第23条)</u></p> <p>(第5章 略)</p> <p>(第1条～第16条 略)</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

<p>定による交付を受けるものは、<u>神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例（平成 年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 号）</u> 第 2 条の規定にかかわらず、<u>規則で定めるところにより、当該交付に要する費用を負担しなければならない。</u></p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第 1 7 条 第 1 6 条の 2 の審査請求があったときは、<u>当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（以下「審査庁」という。）は、次のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、第 2 2 条の 3 第 1 項に規定する神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下この章において「審査会」という。）に諮問し、当該諮問に対する答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該行政文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>2 前項の規定による諮問は、<u>行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 2 9 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第 1 8 条 前条第 1 項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第 1 7 条 <u>諾否決定について行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関 は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、審査会の議を経て、当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>不服申立てに対する決定で、諾否決定（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第 1 9 条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該諾否決定について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(諮問をした旨の通知及び答申書写しの送付)</p> <p>第 1 8 条 前条の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮</p>
---	--

<p>「<u>諮問庁</u>」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならぬ。</p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人</u> (行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) <u>請求者</u> (請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る<u>行政文書の公開</u>について<u>反対意見書</u>を提出した第三者 (当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(削除)</p> <p>(第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第19条 第13条第3項の規定は、次____のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>公開決定</u>に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は<u>棄却する裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る<u>諾否決定</u> (公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を<u>変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決</u> (第三者である参加人が当該行政文書の公開に<u>反対の意思を表示</u>している場合に限る。)</p> <p>(審査会の調査権限等)</p> <p>第20条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問庁</u>に対し当該<u>諾否決定</u>に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を</p>	<p>問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を、当該諮問書の写しを添付して通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人</u>及び<u>参加人</u>____</p> <p>(2) <u>請求者</u> (請求者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る<u>諾否決定</u>について<u>反対意見書</u>を提出した第三者 (当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>2 前項の規定は、<u>諮問実施機関が審査会から答申を受けた場合</u>について<u>準用する</u>。</p> <p>(第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>公開決定</u>に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は<u>棄却する決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る<u>諾否決定</u>____を<u>変更し、____行政文書を公開する旨の決定</u> (第三者が<u>反対意見書</u>を提出している場合に限る。)</p> <p>(審査会の調査権限等)</p> <p>第20条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し当該<u>諾否決定</u>に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の</p>
---	--

<p>求めることができない。</p> <p>2 <u>諮問庁</u>は、<u>審査会</u>から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 <u>審査会</u>は、必要があると認めるときは、<u>諮問庁</u>に対し、<u>審査請求</u>のあった<u>諾否決定等</u>に係る行政文書に記録されている情報の内容を<u>審査会</u>の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、<u>審査会</u>に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、<u>審査会</u>は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、<u>参加人</u>又は<u>諮問庁</u>（以下「<u>審査請求人等</u>」<u>という。</u>）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者</u>にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(第5項 略)</p> <p>(意見の陳述等)</p> <p>第21条 <u>審査会</u>は、<u>審査請求人等</u>から申出があったときは、<u>当該審査請求人等</u>に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 <u>審査会</u>は、前項の規定により<u>審査請求人等</u>から意見書又は資料が提出された場合には、<u>審査請求人等</u>（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。</p> <p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第22条 <u>審査請求人等</u>は、<u>審査会</u>に対し、<u>審査会</u>に提出された意見</p>	<p>公開を求めることができない。</p> <p>2 <u>諮問実施機関</u>は、<u>審査会</u>から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 <u>審査会</u>は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、<u>不服申立て</u>のあった<u>諾否決定等</u>に係る行政文書に記録されている情報の内容を<u>審査会</u>の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、<u>審査会</u>に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、<u>審査会</u>は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、<u>参加人</u>又は<u>諮問実施機関</u>（以下「<u>不服申立人等</u>」<u>という。</u>）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者</u>にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(第5項 略)</p> <p>(意見の陳述等)</p> <p>第21条 <u>審査会</u>は、<u>不服申立人等</u>から申出があったときは、<u>当該不服申立人等</u>に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>(新規)</p> <p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第22条 <u>不服申立人</u>及び<u>参加人</u>は、<u>諮問実施機関</u>に対し、<u>審査会</u>に</p>
---	--

<p>書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるとき認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができる。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>3 第1項の規定による意見書又は資料の写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>（<u>答申の内容の公表等</u>）</p> <p><u>第22条の2</u> 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するとともに、<u>第17条及び神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第16号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>第51条の規定による諮問に対する答申にあっては、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。</p> <p>第4章 <u>神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会</u></p> <p>査会</p> <p>（<u>神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の設置</u>）</p>	<p>提出された意見書又は資料の閲覧___又は写しの交付___を求めることができる。この場合において、<u>諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</u></p> <p>2 <u>諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による意見書又は資料の写しの交付に要する費用は、これらの写しの交付を求めめるものの負担とする。</u></p> <p>（<u>新規</u>）</p>
	<p>第4章 <u>制度に関する審査会の権限等</u></p> <p>（<u>新規</u>）</p>

第22条の3 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、神奈川県高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の権限等)

第23条 (第1項～第3項 略)

4 審査会は前3項に掲げるもののほか、本条例及び個人情報保護条例で定める事項並びに行政情報の公開及び個人情報保護に関する重要な事項に係る実施機関からの諮問について、答申し、又は建議する。

(第24条～第27条 略)

(審査会の権限等)

第23条 (第1項～第3項 略)

4 審査会は前3項に掲げるもののほか、本条例及び神奈川県高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年神奈川県高齢者医療広域連合条例第16号）で定める事項並びに行政情報の公開及び個人情報保護に関する重要な事項に係る実施文書からの諮問について、答申し、又は建議する。

(第24条～第27条 略)

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>目次</p> <p>(第1章、第2章 略)</p> <p>第3章 個人情報の本人開示、訂正及び利用停止の請求等</p> <p>(第1節～第4節 略)</p> <p>第5節 <u>審査請求(第50条の2—第55条)</u></p> <p>(第4章、第5章 略)</p> <p>(第1条～第7条 略)</p> <p>第8条 (第1項～第3項 略)</p> <p>4 実施機関は、個人情報を第1項第8号に掲げる事由により本人以外のもから収集しようとするとき、又は前項に規定する個人情報を同項第2号に掲げる事由により収集しようとするときは、あらかじめ、<u>情報公開条例第22条の3第1項に規定する神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会</u>(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>(第9条～第50条 略)</p> <p>第5節 <u>審査請求</u></p> <p><u>(審査請求をすべき実施機関)</u></p>	<p>目次</p> <p>(第1章、第2章 略)</p> <p>第3章 個人情報の本人開示、訂正及び利用停止の請求等</p> <p>(第1節～第4節 略)</p> <p>第5節 <u>不服申立て(第51条—第55条)</u></p> <p>(第4章、第5章 略)</p> <p>(第1条～第7条 略)</p> <p>第8条 (第1項～第3項 略)</p> <p>4 実施機関は、個人情報を第1項第8号に掲げる事由により本人以外のもから収集しようとするとき、又は前項に規定する個人情報を同項第2号に掲げる事由により収集しようとするときは、あらかじめ、<u>情報公開条例第17条第1項に規定する神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会</u>(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>(第9条～第50条 略)</p> <p>第5節 <u>不服申立て</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

<p>第50条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求は、当該開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。</p> <p>(審査請求の特例)</p> <p>第50条の3 前条の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。</p> <p>第50条の4 第50条の2の審査請求において行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による交付を受けるものは、神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例（平成 年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 号）第2条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該交付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第51条 第50条の2の審査請求があったときは、当該審査請求に對する裁決をすべき実施機関（以下「審査庁」という。）は、次のいずれかの場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第51条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに對する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</p>
--	--

<p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報^{個人}の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報^{個人}の訂正をすることとするとき。</p> <p>(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報^{個人}の利用停止をすることとするとき。</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</p> <p>3 審査庁は、第1項の規定により当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の審査請求に対する____裁決を行わなければならない。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第52条 諮問した審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人 (行政不服審査法第13条第4項に規定</p>	<p>(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等 (本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第53条において同じ。) を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等 (訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。) を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。</p> <p>(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等 (利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。) を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</p> <p>(新規)</p>
<p>2 実施機関は、前項の規定により当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第52条 諮問した実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立人及び参加人</p>	<p>2 実施機関は、前項の規定により当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第52条 諮問した実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立人及び参加人</p>

<p>する参加人をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 本人開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る保有個人情報開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続等)</p> <p>第53条 第29条第3項の規定は、次____のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する____裁決</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等（本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る保有個人情報を開示する旨の____裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>(調査権限等)</p> <p>第54条 第51条第1項の規定による諮問に基づき、審査会が行う調査に係る権限及び意見の陳述、提出資料の閲覧等の手続については、情報公開条例第20条から第22条の2までの規定の例による。</p> <p>(第55条～第68条 略)</p>	<p>(2) 本人開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>不服申立</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>2 前項の規定は、<u>諮問実施機関</u>が審査会から答申を受けた場合について準用する。</p> <p>(第三者からの<u>不服申立</u>を棄却する場合等における手続等)</p> <p>第53条 第29条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u>又は<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>不服申立</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の<u>決定</u>又は<u>裁決</u>（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>(調査権限等)</p> <p>第54条 第51条第1項の規定による諮問に基づき、審査会が行う調査に係る権限及び意見の陳述、提出資料の閲覧等の手続については、情報公開条例第20条から第22条までの規定の例による。</p> <p>(第55条～第68条 略)</p>
---	---

神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(報告事項の公表)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 広域連合長は、地方公務員法第58条の2第2項の規定により次に掲げる事項の報告を受けたときは、その報告を公表しなければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(報告事項の公表)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 広域連合長は、地方公務員法第58条の2第2項の規定により次に掲げる事項の報告を受けたときは、その報告を公表しなければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条 (略)</p>

神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧																		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第29条において準用する第203条の2の規定に基づき、次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額及び支給方法について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 行政不服審査会委員</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げる者以外の非常勤の職員</u></p> <p>(第2条～第5条 略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">職名</td> <td style="width: 20%;">支給区分</td> <td style="width: 50%;">報酬額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>行政不服審査会委員</td> <td>日額</td> <td>16,000円</td> </tr> </table>	職名	支給区分	報酬額	(略)			行政不服審査会委員	日額	16,000円	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第29条において準用する第203条の2の規定に基づき、次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額及び支給方法について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げる者以外の非常勤の職員</u></p> <p>(第2条～第5条 略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">職名</td> <td style="width: 20%;">支給区分</td> <td style="width: 50%;">報酬額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> </table>	職名	支給区分	報酬額	(略)			<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
職名	支給区分	報酬額																	
(略)																			
行政不服審査会委員	日額	16,000円																	
職名	支給区分	報酬額																	
(略)																			
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																	

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時 特例基金条例の一部を改正する条例について（説明資料）

1 改正の理由

同基金の解散に向けた精算処理をするため、同基金条例の有効期限を延長するものです。

2 経緯

低所得者の保険料軽減特例措置に要する財源は、全額国費で賄われています。

その財源措置が基金事業として行われたため、平成 20 年に基金を設置しました。

その後、同基金の設置期限は、国からの通知に基づき延長してきており、現在の有効期限は平成 28 年 3 月 31 日までとなっています。

平成 27 年度から、財源措置が単年度補助金事業に転換されたため、同基金は不要となり、国からは平成 28 年度末までに解散するよう通知がありました。

3 有効期限

平成 28 年 12 月 31 日まで延長します。

4 参考

平成 28 年 3 月末基金残高（見込）
4,321,000 円

議案第8号

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時
特例基金条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条
例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年3月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 加 山 俊 夫

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時
特例基金条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条
例（平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を
次のように改正する。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成28年12月31日
」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の
有効期限を延長したいので提案する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例
(新旧対照表)

(傍線部分は改正部分)

新	旧
神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (略)
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (この条例の失効)</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (この条例の失効)</p>
<p>2 この条例は、<u>平成28年12月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>	<p>2 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>

平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について(説明資料)

1 補正予算額

8,146万7,000円を増額し、予算総額を22億4,881万4,000円とします。

2 補正の内容

(1) 歳入

○ 繰越金

平成26年度からの繰越金について、8,146万7,000円を増額

<歳入予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金	1. 繰越金	1	81,467	81,468
歳入合計		2,167,347	81,467	2,248,814

(2) 歳出

○ 負担金

派遣職員人件費負担金について、給与改定が実施されたこと等により405万6,000円を増額

○ 償還金

平成26年度分の国庫補助を返還するため、1,073万3,000円を増額

○ 積立金

剰余金を財政調整基金に積み立てるため、6,667万8,000円を増額

<歳出予算補正>

(単位：千円)

款	項	目(節)	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	1. 総務管理費	1. 一般管理費	2,155,168	14,789	2,169,957
		19. 負担金、補助及び交付金	335,882	4,056	339,938
		23. 償還金、利子及び割引料	1	10,733	10,734
		2. 財政調整基金費	331	66,678	67,009
		25. 積立金	331	66,678	67,009
歳出合計			2,167,347	81,467	2,248,814

議案第9号

平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について

平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,467千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,248,814千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 加山 俊夫

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）案を提出する。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 繰越金		1	81,467	81,468
	1. 繰越金	1	81,467	81,468
歳 入 合 計		2,167,347	81,467	2,248,814

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,155,891	81,467	2,237,358
	1. 総務管理費	2,155,499	81,467	2,236,966
歳 出	合 計	2,167,347	81,467	2,248,814

平成 2 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金	1	81,467	81,468
歳入合計	2,167,347	81,467	2,248,814

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,155,891	81,467	2,237,358				81,467
歳 出 合 計	2,167,347	81,467	2,248,814				81,467

2 歳 入

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	81,467	81,468
計	1	81,467	81,468

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	81,467	

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	2,155,168	14,789	2,169,957				14,789
2. 財政調整基金費	331	66,678	67,009				66,678
計	2,155,499	81,467	2,236,966				81,467

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19. 負担金、補助 及び交付金	4,056	○広域連合事業費負担金 19. 負担金、補助及び交付金 市派遣職員人件費負担金	4,056 4,056 4,056
23. 償還金、利子 及び割引料	10,733	○高齢者医療管理費 23. 償還金、利子及び割引料 償還金	10,733 10,733 10,733
25. 積立金	66,678	○財政調整基金費 25. 積立金 財政調整基金積立金	66,678 66,678 66,678

平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について(説明資料)

1 補正予算額

224億5,789万円を増額し、予算総額を8,019億6,659万円とします。

2 補正の内容

(1) 歳入

○ 市町村負担金

療養給付費負担金について、平成26年度の精算分として、20億9,738万6,000円の減額

○ 財産運用収入

療養給付費等支払準備基金の運用利子について、135万円の増額

○ 繰越金

平成26年度からの繰越金について、245億5,392万6,000円の増額

<歳入予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	1. 市町村負担金	156,713,393	▲2,097,386	154,616,007
6. 財産収入	1. 財産運用収入	1,199	1,350	2,549
8. 繰越金	1. 繰越金	1	24,553,926	24,553,927
歳入合計		779,508,700	22,457,890	801,966,590

(2) 歳出

○ 基金積立金

剰余金を療養給付費等支払準備基金に積み立てるため、59億6,667万9,000円の増額

○ 償還金

平成26年度分の国庫負担金等を返還するため、164億9,121万1,000円の増額

<歳出予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金	1. 基金積立金	1,200	5,966,679	5,967,879
6. 諸支出金	1. 償還金及び還付加算金	2,369,949	16,491,211	18,861,160
歳出合計		779,508,700	22,457,890	801,966,590

議案第10号

平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計補正予算（第1号）について

平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,457,890千円を追加し、歳入歳出それぞれ801,966,590千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 加山 俊夫

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金		156,713,393	△2,097,386	154,616,007
	1. 市町村負担金	156,713,393	△2,097,386	154,616,007
6. 財産収入		1,199	1,350	2,549
	1. 財産運用収入	1,199	1,350	2,549
8. 繰越金		1	24,553,926	24,553,927
	1. 繰越金	1	24,553,926	24,553,927
歳 入 合 計		779,508,700	22,457,890	801,966,590

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金		1,200	5,966,679	5,967,879
	1. 基金積立金	1,200	5,966,679	5,967,879
6. 諸支出金		2,369,949	16,491,211	18,861,160
	1. 償還金及び還付加算金	2,369,949	16,491,211	18,861,160
歳 出	合 計	779,508,700	22,457,890	801,966,590

平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	156,713,393	△2,097,386	154,616,007
6. 財産収入	1,199	1,350	2,549
8. 繰越金	1	24,553,926	24,553,927
歳入合計	779,508,700	22,457,890	801,966,590

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 基金積立金	1,200	5,966,679	5,967,879			5,966,679	
6. 諸支出金	2,369,949	16,491,211	18,861,160			16,491,211	
歳 出 合 計	779,508,700	22,457,890	801,966,590			22,457,890	

2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 療養給付費負担金	58,496,934	△2,097,386	56,399,548
計	156,713,393	△2,097,386	154,616,007

(款) 6. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 利子及び配当金	1,199	1,350	2,549
計	1,199	1,350	2,549

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	24,553,926	24,553,927
計	1	24,553,926	24,553,927

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	△2,084,453	○現年度分の療養給付費負担金 △2,084,453 横浜市負担金 △850,606 川崎市負担金 △426,208 相模原市負担金 △208,169 横須賀市負担金 △45,050 藤沢市負担金 △48,288 小田原市負担金 △115,210 茅ヶ崎市負担金 △80,124 逗子市負担金 △10,747 秦野市負担金 △24,752 大和市負担金 △55,923 伊勢原市負担金 △36,140 海老名市負担金 △961 座間市負担金 △32,200 南足柄市負担金 △16,460 綾瀬市負担金 △38,576 葉山町負担金 △21,673 寒川町負担金 △5,024 大磯町負担金 △1,486 中井町負担金 △6,130 大井町負担金 △2,686 松田町負担金 △3,714 山北町負担金 △6,218 開成町負担金 △20,397 箱根町負担金 △6,606 真鶴町負担金 △4,668 愛川町負担金 △16,437
2. 過年度分	△12,933	○過年度分の療養給付費負担金 △12,933 平塚市負担金 △3,133 鎌倉市負担金 △32,721 三浦市負担金 △414 厚木市負担金 27,664 大磯町負担金 △1,932 二宮町負担金 △4,822 湯河原町負担金 798 清川村負担金 1,627

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 療養給付費等支払準備基金利子及び配当金	1,350	○療養給付費等支払準備基金運用利子 1,350

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	24,553,926	○前年度繰越金 24,553,926

3 歳 出

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支払準備基金積立金	1,100	5,966,679	5,967,779			5,966,679	
計	1,200	5,966,679	5,967,879			5,966,679	

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	2,369,949	16,491,211	18,861,160			16,491,211	
計	2,369,949	16,491,211	18,861,160			16,491,211	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
25. 積立金	5,966,679	○療養給付費等支払準備基金積立金 5,966,679

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
23. 償還金、利子及び割引料	16,491,211	○償還金 16,491,211

平成 28 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について (説明資料)

1 平成 28 年度予算案の全体概要

平成 28 年度の予算総額は、被保険者証一斉更新費用や、番号制度対応などによる電算システムに係る経費の増加により、27 年度当初予算額に比べて **5 億 4,637 万円 (25.2%) 増**の 27 億 1,371 万円となっています。

2 歳入について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 27 年度	増減額 (率)
分担金及び負担金	2,067,281	1,892,520	174,761 (9.2%)
国庫支出金	244,223	255,366	▲11,143 (▲4.4%)
繰入金	401,938	19,029	382,909 (2,012.2%)
その他の歳入	270	432	▲162 (▲37.5%)
歳入合計	2,713,712	2,167,347	546,365 (25.2%)

(2) 主な内容と増減

○**分担金及び負担金**：県内市町村からの共通経費負担金

運営管理費や事業費の増額に伴い 1 億 7,476 万円 (9.2%) の増

○**国庫支出金**：国からの特別調整交付金や事業費補助金

医療費通知に係る郵便通信料が補助対象外となったことなどにより 1,114 万円 (4.4%) の減

○**繰入金**：財政調整基金からの繰入金

2 年に 1 度の被保険者証一斉更新等の経費に充てるため、3 億 8,291 万円の増

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 27 年度	増減額 (率)
議会費	1,405	1,455	▲50 (▲3.4%)
総務費	2,702,307	2,155,891	546,416 (25.3%)
電算システム関係費	804,146	605,172	198,974 (32.9%)
医療費適正化事業費	479,137	512,613	▲33,476 (▲6.5%)
資格管理事業費	415,494	89,323	326,171 (365.2%)
広域連合事業費負担金	339,200	335,882	3,318 (1.0%)
その他の総務費	664,330	612,901	51,429 (8.4%)
民生費	-	1	▲1 (皆減)
予備費	10,000	10,000	0 (-)
歳出合計	2,713,712	2,167,347	546,365 (25.2%)

(2) 主な内容と増減

○電算システム関係費

番号制度対応等に係る経費が増加したことにより1億9,897万円(32.9%)の増

○医療費適正化事業費：診療報酬明細書等の点検、負担割合相違差額等の求償、後発医薬品利用差額通知、重複・頻回受診者等訪問指導などに係る経費

医療費通知作成業務の契約方法を見直したことなどにより3,348万円(6.5%)の減

○資格管理事業費

2年に1度の被保険者証一斉更新費用の計上などにより3億2,617万円の増

4 基金の状況

(単位：百万円)

	平成27年度末残高(見込)	取崩予定額	積立予算額	平成28年度末残高(見込)
財政調整基金(※)	537	402	0.2	136

※ 地方財政法に基づく財政の健全な運営に資するための基金

議案第11号

平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,713,712千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 加山 俊夫

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		2,067,281
	1. 負担金	2,067,281
2. 国庫支出金		244,223
	1. 国庫補助金	244,223
3. 財産収入		168
	1. 財産運用収入	168
4. 繰入金		401,938
	1. 基金繰入金	401,938
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		101
	1. 預金利子	100
	2. 雑入	1
歳入合計		2,713,712

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 議会費		1,405
	1. 議会費	1,405
2. 総務費		2,702,307
	1. 総務管理費	2,701,931
	2. 選挙費	36
	3. 監査委員費	340
3. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出	合 計	2,713,712

平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	2,067,281	1,892,520	174,761
2. 国庫支出金	244,223	255,366	△11,143
3. 財産収入	168	330	△162
4. 繰入金	401,938	19,029	382,909
5. 繰越金	1	1	0
6. 諸収入	101	101	0
歳入合計	2,713,712	2,167,347	546,365

歳 出

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	1,405	1,455	△50				1,405
2. 総務費	2,702,307	2,155,891	546,416	244,223		168	2,457,916
3. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
民生費	0	1	△1				
歳 出 合 計	2,713,712	2,167,347	546,365	244,223		168	2,469,321

2 歳 入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 事務費負担金	2,067,281	1,892,520	174,761
計	2,067,281	1,892,520	174,761

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 国庫補助金	244,223	255,366	△11,143
計	244,223	255,366	△11,143

(款) 3. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	168	330	△162
計	168	330	△162

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 事務費負担金	2,067,281	○事務費負担金 2,067,281 横浜市負担金 806,011 川崎市負担金 284,615 相模原市負担金 150,631 横須賀市負担金 106,503 平塚市負担金 60,655 鎌倉市負担金 50,678 藤沢市負担金 94,397 小田原市負担金 49,730 茅ヶ崎市負担金 56,903 逗子市負担金 19,461 三浦市負担金 15,961 秦野市負担金 38,545 厚木市負担金 47,750 大和市負担金 50,533 伊勢原市負担金 24,293 海老名市負担金 29,352 座間市負担金 29,716 南足柄市負担金 13,763 綾瀬市負担金 20,816 葉山町負担金 11,796 寒川町負担金 13,151 大磯町負担金 11,602 二宮町負担金 10,877 中井町負担金 5,387 大井町負担金 6,873 松田町負担金 6,151 山北町負担金 6,364 開成町負担金 6,709 箱根町負担金 6,451 真鶴町負担金 5,438 湯河原町負担金 10,482 愛川町負担金 11,824 清川村負担金 3,863

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	237,459	○特別調整交付金 237,459
2. 後期高齢者医療制度 事業費補助金	6,764	○後期高齢者医療制度事業費補助金 6,764

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	168	○財政調整基金運用利子 168

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整基金繰入金	401,938	12,617	389,321
臨時特例基金繰入金	0	6,412	△6,412
計	401,938	19,029	382,909

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 6. 諸収入

(項) 1. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	100	100	0
計	100	100	0

(款) 6. 諸収入

(項) 2. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 雑入	1	1	0
計	1	1	0

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	401,938	○財政調整基金繰入金 401,938
		目廃止

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	1	○前年度繰越金 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 預金利子	100	○預金利子 100

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 雑入	1	○雑入 1

3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	1,405	1,455	△50				1,405
計	1,405	1,455	△50				1,405

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般管理費	2,701,762	2,155,168	546,594	244,223			2,457,539

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	624	○議会運営費	1,405
9. 旅費	124	1. 報酬	624
10. 交際費	14	広域連合議員報酬	624
11. 需用費	3	9. 旅費	124
12. 役務費	39	普通旅費	73
14. 使用料及び賃借料	601	費用弁償	51
		10. 交際費	14
		広域連合議会議長交際費	14
		11. 需用費	3
		食糧費	3
		12. 役務費	39
		通信運搬費	39
		14. 使用料及び賃借料	601
		広域連合議会会場使用料	590
		自動車借上料	11

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	480	○広域連合運営管理費	84,283
8. 報償費	1	1. 報酬	480
9. 旅費	1,068	委員報酬	480
10. 交際費	30	9. 旅費	1,066
11. 需用費	26,833	普通旅費	688
12. 役務費	543,218	費用弁償	378
13. 委託料	1,515,287	10. 交際費	30
14. 使用料及び賃借料	57,727	広域連合長交際費	30
		11. 需用費	8,158
18. 備品購入費	2,057	消耗品費	2,192
19. 負担金、補助及び交付金	555,059	食糧費	34
		光熱水費	5,832
23. 償還金、利子及び割引料	1	修繕料	100
		12. 役務費	4,149
28. 繰出金	1	通信運搬費	4,149
		13. 委託料	11,757
		事業実施委託料	8,774
		・システム関係委託料	(8,774)
		その他委託料	2,983
		・清掃委託料	(457)
		・公平委員会委託料	(15)
		・行政文書保管委託料	(2,511)
		14. 使用料及び賃借料	55,845
		運営協議会場使用料	(159)
○A機器使用料及び賃借料	(17,319)		
事務所借上料	(38,277)		
自動車借上料	(11)		

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

節		説明
区分	金額	
		放送受信料 (15)
		AED賃借料 (64)
		18. 備品購入費 2,057
		庁用器具購入費 2,057
		19. 負担金、補助及び交付金 741
		研修会等負担金 741
		○広域連合事業費負担金 339,200
		19. 負担金、補助及び交付金 339,200
		市派遣職員人件費負担金 339,200
		○会計関係費 86
		11. 需用費 41
		消耗品費 41
		14. 使用料及び賃借料 45
		○A機器使用料及び賃借料 26
		その他の使用料及び賃借料 19
		○高齢者医療管理費 220,256
		8. 報償費 1
		報償費 1
		11. 需用費 62
		消耗品費 62
		13. 委託料 6,873
		健康増進啓発物作成等業務委託料 6,873
		19. 負担金、補助及び交付金 213,318
		市町村補助金 213,318
		23. 償還金、利子及び割引料 1
		償還金 1
		28. 繰出金 1
		特別会計繰出金 1
		○保険料関係事業費 4,846
		11. 需用費 1,799
		消耗品費 3
		印刷製本費 1,796
		12. 役務費 1,247
		被扶養者情報提供手数料 1,247
		19. 負担金、補助及び交付金 1,800
		市町村補助金 1,800
		○資格管理事業費 415,494
		11. 需用費 9,893
		消耗品費 82
		印刷製本費 9,811
		12. 役務費 342,335
		通信運搬費 342,335
		13. 委託料 63,266
		資格関係委託料 63,266
		・被保険者証等作成封入封緘業務委託料 (62,225)
		・被保険者証更新案内ポスター作成等業務委託料 (1,041)
		○給付関係事業費 326,069
		11. 需用費 336

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 財政調整基金費	169	331	△162			168	1
計	2,701,931	2,155,499	546,432	244,223		168	2,457,540

節		説明	
区分	金額		
		消耗品費	6
		印刷製本費	330
		12. 役務費	68,741
		通信運搬費	68,740
		手数料	1
		13. 委託料	256,992
		給付関係委託料	256,992
		・バッチ帳票作成等業務委託料	(49,578)
		・療養費等支給業務委託料	(52,487)
		・療養費等の審査支払事務委託料	(118,747)
		・給付申請書入力等業務委託料	(36,180)
		○医療費適正化事業費	479,137
		11. 需用費	446
		消耗品費	159
		印刷製本費	287
		12. 役務費	126,580
		通信運搬費	126,579
		手数料	1
		13. 委託料	352,111
		医療費適正化事業委託料	352,111
		○電算システム関係費	804,146
		11. 需用費	392
		消耗品費	392
		13. 委託料	801,942
		システム関係委託料	801,942
		・電算処理システム運用関連業務委託料	(758,742)
		・番号制度対応業務委託料	(43,200)
		14. 使用料及び賃借料	1,812
		○A機器使用料及び賃借料	1,812
		○広報広聴活動関係費	28,245
		09. 旅費	2
		費用弁償	2
		11. 需用費	5,706
		消耗品費	14
		食糧費	5
		印刷製本費	5,687
		12. 役務費	166
		通信運搬費	166
		13. 委託料	22,346
		広報広聴関係委託料	22,346
		14. 使用料及び賃借料	25
		モニター懇談会会場使用料	18
		自動車借上料	7
25. 積立金	169	○財政調整基金費	169
		25. 積立金	169
		財政調整基金積立金	169

(款) 2. 総務費

(項) 2. 選挙費

目	本年度	前年度 比較		本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	36	44	△8				36
計	36	44	△8				36

(款) 2. 総務費

(項) 3. 監査委員費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	340	348	△8				340
計	340	348	△8				340

(款) 3. 予備費

(項) 1. 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
計	10,000	10,000	0				10,000

(款) 民生費

(項) 社会福祉費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
老人福祉費	0	1	△1				
計	0	1	△1				

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	25	○選挙管理運営費	36
9. 旅費	10	1. 報酬	25
11. 需用費	1	委員報酬	25
		9. 旅費	10
		普通旅費	6
		費用弁償	4
		11. 需用費	1
		食糧費	1

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	292	○監査委員費	340
9. 旅費	42	1. 報酬	292
11. 需用費	6	委員報酬	292
		9. 旅費	42
		普通旅費	12
		費用弁償	30
		11. 需用費	6
		消耗品費	2
		食糧費	4

節		説明	
区分	金額		
		○予備費	10,000

節		説明	
区分	金額		
		款廃止	

歳入歳出予算構成比

(単位：千円、%)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 分担金及び負担金	2,067,281	76.2	1. 議会費	1,405	0.0
2. 国庫支出金	244,223	9.0	2. 総務費	2,702,307	99.6
3. 財産収入	168	0.0	3. 予備費	10,000	0.4
4. 繰入金	401,938	14.8			
5. 繰越金	1	0.0			
6. 諸収入	101	0.0			
歳入合計	2,713,712	100.0	歳出合計	2,713,712	100.0

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	長等	3	0	0	0	0	0	
	議員	20	624	0	0	0	624	
	その他の 特別職	11	797	0	0	0	797	
	計	34	1,421	0	0	0	1,421	
前 年 度	長等	3	0	0	0	0	0	
	議員	20	624	0	0	0	624	
	その他の 特別職	11	717	0	0	0	717	
	計	34	1,341	0	0	0	1,341	
比 較	長等	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	80	0	0	0	80	
	計	0	80	0	0	0	80	

平成 28 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計予算について（説明資料）

1 予算案の全体概要

新たな財政運営期間の1年目となる平成28年度は、被保険者数や医療費の伸び等により、予算総額は、27年度当初予算額に比べて509億59万円（6.5%）増の8,304億929万円となっています。

2 歳入について

(1) 総括表

（単位：百万円）

項目	平成28年度	平成27年度	増減額（率）
市町村支出金	167,249	156,713	10,536（6.7%）
保険料納付金	91,693	85,937	5,756（6.7%）
保険料納付金以外	75,556	70,776	4,780（6.8%）
国庫支出金	231,310	220,146	11,164（5.1%）
県支出金	66,312	61,853	4,459（7.2%）
支払基金交付金	357,353	336,488	20,865（6.2%）
繰入金	7,166	3,358	3,808（113.4%）
その他の歳入	1,019	951	68（7.2%）
歳入合計	830,409	779,509	50,900（6.5%）

(2) 主な内容と増減

○保険料納付金

保険料率の改定に伴い57億5,607万円（6.7%）の増

保険料予定収納率：99.29%（27年度は99.17%）

○国庫支出金：療養給付費等の国庫負担金、財政調整交付金等の国庫補助金

医療給付費や保健事業費の増加に伴い111億6,438万円（5.1%）の増

○支払基金交付金：現役世代からの支援金

医療給付費の増加に伴い208億6,449万円（6.2%）の増

○繰入金：療養給付費等支払準備基金からの繰入金

保険料の増加抑制として28年度に50億円を活用するため、38億864万円（113.4%）の増

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：百万円)

項目	平成 28 年度	平成 27 年度	増減額 (率)
保険給付費	823,242	774,402	48,840 (6.3%)
療養給付費等	818,744	769,641	49,103 (6.4%)
審査支払手数料	1,952	2,090	▲138 (▲6.6%)
葬祭費	2,546	2,671	▲125 (▲4.7%)
保健事業費	2,677	2,443	234 (9.6%)
基金積立金	1	1	0 (0%)
その他の歳出	4,489	2,663	1,826 (68.6%)
歳出合計	830,409	779,509	50,900 (6.5%)

(2) 主な内容と増減

○療養給付費等

被保険者数や医療費の伸びにより 491 億 337 万円 (6.4%) の増

○審査支払手数料

手数料単価の引下げにより 1 億 3,803 万円 (6.6%) の減

○保健事業費：健康診査事業・歯科健康診査事業に係る経費

被保険者数の増加に伴い 2 億 3,386 万円 (9.6%) の増

[参考]

<平均被保険者数の推移>

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
平均被保険者数	800,056 人	837,721 人	872,829 人	904,326 人	945,045 人	1,008,636 人
対前年度比	5.1%	4.7%	4.2%	3.6%	4.5%	6.7%

<1人あたり医療費の推移>

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1人あたり医療費	853,941 円	856,813 円	864,292 円	865,163 円	875,575 円	885,206 円
対前年度比	1.6%	0.3%	0.9%	0.1%	1.2%	1.1%

※ 平成 23～26 年度は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合事業報告書」に掲載されている実績値。

平成 27 年度は実績値の見込み。平成 28 年度は今回の保険料率算定における見込値。

4 基金の状況

(単位：百万円)

	平成 27 年度末残高(見込)	取崩予定額	積立予算額	平成 28 年度末残高(見込)
療養給付費等支払準備基金(※)	12,167	7,166	1	5,002

※ 後期高齢者医療制度に係る療養給付等に要する費用に充てるための基金

議案第12号

平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計予算について

平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ830,409,294千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、68,200,000千円と定める。

平成28年3月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 加 山 俊 夫

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案を提出する。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 市町村支出金		167,248,724
	1. 市町村負担金	167,248,724
2. 国庫支出金		231,310,363
	1. 国庫負担金	189,271,059
	2. 国庫補助金	42,039,304
3. 県支出金		66,312,222
	1. 県負担金	66,312,221
	2. 県財政安定化基金支出金	1
4. 支払基金交付金		357,352,804
	1. 支払基金交付金	357,352,804
5. 特別高額医療費共同事業交付金		214,592
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	214,592
6. 財産収入		1,110
	1. 財産運用収入	1,110
7. 繰入金		7,166,218
	1. 基金繰入金	7,166,217
	2. 他会計繰入金	1
8. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
9. 県財政安定化基金借入金		1
	1. 県財政安定化基金借入金	1
10. 諸収入		803,259
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 預金利子	14,000
	3. 雑入	789,257
歳 入	合 計	830,409,294

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 保険給付費		823,242,795
	1. 保険給付費	823,242,795
2. 特別高額医療費共同事業拠出金		321,889
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	321,889
3. 保健事業費		2,676,977
	1. 健康保持増進事業費	2,676,977
4. 基金積立金		1,111
	1. 基金積立金	1,111
5. 公債費		14,000
	1. 利子	14,000
6. 諸支出金		4,152,522
	1. 償還金及び還付加算金	4,152,522
歳 出	合 計	830,409,294

平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 市町村支出金	167,248,724	156,713,393	10,535,331
2. 国庫支出金	231,310,363	220,145,988	11,164,375
3. 県支出金	66,312,222	61,852,729	4,459,493
4. 支払基金交付金	357,352,804	336,488,316	20,864,488
5. 特別高額医療費共同事業交付金	214,592	265,276	△50,684
6. 財産収入	1,110	1,199	△89
7. 繰入金	7,166,218	3,357,583	3,808,635
8. 繰越金	1	1	0
9. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10. 諸収入	803,259	684,214	119,045
歳入合計	830,409,294	779,508,700	50,900,594

歳 出

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 保険給付費	823,242,795	774,402,451	48,840,344	296,169,318		527,073,477	
2. 特別高額医療 費共同事業拋 出金	321,889	278,982	42,907	107,297		214,592	
3. 保健事業費	2,676,977	2,443,118	233,859	501,050		2,175,927	
4. 基金積立金	1,111	1,200	△89			1,111	
5. 公債費	14,000	13,000	1,000			14,000	
6. 諸支出金	4,152,522	2,369,949	1,782,573	844,920		3,307,602	
歳 出 合 計	830,409,294	779,508,700	50,900,594	297,622,585		532,786,709	

2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 保険料等負担金	105,346,813	98,216,459	7,130,354

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 保険料納付金	91,692,667	○保険料納付金	91,692,667
		横浜市納付金	38,936,553
		川崎市納付金	12,065,669
		相模原市納付金	6,382,858
		横須賀市納付金	4,752,100
		平塚市納付金	2,437,192
		鎌倉市納付金	3,109,753
		藤沢市納付金	4,433,972
		小田原市納付金	2,031,073
		茅ヶ崎市納付金	2,614,776
		逗子市納付金	971,432
		三浦市納付金	538,761
		秦野市納付金	1,521,690
		厚木市納付金	1,930,754
		大和市納付金	2,083,887
		伊勢原市納付金	948,369
		海老名市納付金	1,211,657
		座間市納付金	1,082,536
		南足柄市納付金	495,298
		綾瀬市納付金	790,503
		葉山町納付金	536,801
		寒川町納付金	416,897
		大磯町納付金	435,031
		二宮町納付金	390,513
		中井町納付金	99,957
		大井町納付金	147,845
		松田町納付金	137,101
		山北町納付金	137,683
		開成町納付金	166,492
		箱根町納付金	147,925
		真鶴町納付金	88,932
		湯河原町納付金	301,518
		愛川町納付金	304,060
清川村納付金	33,079		
保険料延滞金	10,000		
2. 滞納繰越金	342,140	○滞納繰越金	342,140
		横浜市納付金	142,974
		川崎市納付金	49,572
		相模原市納付金	20,953
		横須賀市納付金	15,775
		平塚市納付金	7,292
		鎌倉市納付金	11,036
		藤沢市納付金	26,356
		小田原市納付金	6,462
		茅ヶ崎市納付金	9,939
		逗子市納付金	2,813
		三浦市納付金	4,534
		秦野市納付金	5,791
		厚木市納付金	7,675
大和市納付金	5,537		
伊勢原市納付金	3,122		

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(保険料等負担金)			

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		海老名市納付金	2,808
		座間市納付金	4,198
		南足柄市納付金	1,620
		綾瀬市納付金	940
		葉山町納付金	2,276
		寒川町納付金	930
		大磯町納付金	1,272
		二宮町納付金	1,202
		中井町納付金	8
		大井町納付金	274
		松田町納付金	241
		山北町納付金	444
		開成町納付金	359
		箱根町納付金	2,393
		真鶴町納付金	341
		湯河原町納付金	1,926
		愛川町納付金	987
		清川村納付金	90
3. 保険基盤安定制度拠出金	13,312,006	○保険基盤安定制度拠出金	13,312,006
		横浜市拠出金	5,368,817
		川崎市拠出金	1,750,620
		相模原市拠出金	1,000,497
		横須賀市拠出金	764,108
		平塚市拠出金	429,784
		鎌倉市拠出金	334,064
		藤沢市拠出金	571,452
		小田原市拠出金	363,336
		茅ヶ崎市拠出金	361,903
		逗子市拠出金	115,003
		三浦市拠出金	128,293
		秦野市拠出金	264,055
		厚木市拠出金	285,379
		大和市拠出金	305,748
		伊勢原市拠出金	145,665
		海老名市拠出金	157,912
		座間市拠出金	185,794
		南足柄市拠出金	75,960
		綾瀬市拠出金	116,914
		葉山町拠出金	58,370
		寒川町拠出金	69,662
		大磯町拠出金	66,275
		二宮町拠出金	58,370
		中井町拠出金	19,066
		大井町拠出金	26,536
		松田町拠出金	24,495
		山北町拠出金	25,277
		開成町拠出金	24,017
		箱根町拠出金	34,093
		真鶴町拠出金	25,060
		湯河原町拠出金	83,864
		愛川町拠出金	64,451
		清川村拠出金	7,166

目	本 年 度	前 年 度	比 較
2. 療養給付費負担金	61,901,911	58,496,934	3,404,977

節		説明	
区分	金額		
1. 現年度分	61,901,878	○現年度分の療養給付費負担金	61,901,878
		横浜市負担金	25,478,571
		川崎市負担金	8,415,694
		相模原市負担金	4,440,801
		横須賀市負担金	3,660,941
		平塚市負担金	1,961,697
		鎌倉市負担金	1,596,762
		藤沢市負担金	2,699,369
		小田原市負担金	1,603,307
		茅ヶ崎市負担金	1,682,108
		逗子市負担金	554,517
		三浦市負担金	514,853
		秦野市負担金	1,134,754
		厚木市負担金	1,225,942
		大和市負担金	1,326,649
		伊勢原市負担金	661,543
		海老名市負担金	753,113
		座間市負担金	790,285
		南足柄市負担金	357,269
		綾瀬市負担金	518,664
		葉山町負担金	277,491
		寒川町負担金	313,047
		大磯町負担金	304,703
		二宮町負担金	286,144
		中井町負担金	78,515
		大井町負担金	113,229
		松田町負担金	104,666
		山北町負担金	114,503
		開成町負担金	117,022
		箱根町負担金	133,423
		真鶴町負担金	93,987
		湯河原町負担金	309,985
		愛川町負担金	248,483
		清川村負担金	29,841
2. 過年度分	33	○過年度分の療養給付費負担金	33
		横浜市負担金	1
		川崎市負担金	1
		相模原市負担金	1
		横須賀市負担金	1
		平塚市負担金	1
		鎌倉市負担金	1
		藤沢市負担金	1
		小田原市負担金	1
		茅ヶ崎市負担金	1
		逗子市負担金	1
		三浦市負担金	1
		秦野市負担金	1
		厚木市負担金	1
		大和市負担金	1
		伊勢原市負担金	1
		海老名市負担金	1
		座間市負担金	1

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(療養給付費負担金)			
計	167,248,724	156,713,393	10,535,331

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	185,705,632	175,284,952	10,420,680
2. 高額医療費負担金	3,565,427	3,331,380	234,047
計	189,271,059	178,616,332	10,654,727

(款) 2. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整交付金	38,973,101	37,298,666	1,674,435
2. 後期高齢者医療制度事業費補助金	608,347	498,492	109,855
3. 円滑運営臨時特例交付金	2,457,855	3,732,497	△1,274,642
4. 災害臨時特例補助金	1	1	0
計	42,039,304	41,529,656	509,648

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	62,731,377	58,521,348	4,210,029
2. 高額医療費負担金	3,580,844	3,331,380	249,464
計	66,312,221	61,852,728	4,459,493

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		南足柄市負担金 1
		綾瀬市負担金 1
		葉山町負担金 1
		寒川町負担金 1
		大磯町負担金 1
		二宮町負担金 1
		中井町負担金 1
		大井町負担金 1
		松田町負担金 1
		山北町負担金 1
		開成町負担金 1
		箱根町負担金 1
		真鶴町負担金 1
		湯河原町負担金 1
		愛川町負担金 1
		清川村負担金 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	185,705,631	○現年度分の療養給付費負担金 185,705,631
2. 過年度分	1	○過年度分の療養給付費負担金 1
1. 現年度分	3,565,426	○現年度分の高額医療費負担金 3,565,426
2. 過年度分	1	○過年度分の高額医療費負担金 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	38,973,101	○普通調整交付金 38,973,100 ○特別調整交付金 1
1. 健康診査事業補助金	501,050	○健康診査事業補助金 501,050
2. 特別高額医療費共同事業補助金	107,297	○特別高額医療費共同事業補助金 107,297
1. 円滑運営臨時特例交付金	2,457,855	○円滑運営臨時特例交付金 2,457,855
1. 災害臨時特例補助金	1	○災害臨時特例補助金 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	61,901,878	○現年度分の療養給付費負担金 61,901,878
2. 過年度分	829,499	○過年度分の療養給付費負担金 829,499
1. 現年度分	3,565,426	○現年度分の高額医療費負担金 3,565,426
2. 過年度分	15,418	○過年度分の高額医療費負担金 15,418

(款) 3. 県支出金

(項) 2. 県財政安定化基金支出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政安定化基金交付金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 後期高齢者交付金	357,352,804	336,488,316	20,864,488
計	357,352,804	336,488,316	20,864,488

(款) 5. 特別高額医療費共同事業交付金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 特別高額医療費共同事業交付金	214,592	265,276	△50,684
計	214,592	265,276	△50,684

(款) 6. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	1,110	1,199	△89
計	1,110	1,199	△89

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 基金繰入金	7,166,217	3,357,582	3,808,635
計	7,166,217	3,357,582	3,808,635

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 他会計繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 一般会計繰入金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 9. 県財政安定化基金借入金

(項) 1. 県財政安定化基金借入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
計	1	1	0

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 財政安定化基金交付金		1	○財政安定化基金による交付金	1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 現年度分		357,352,803	○現年度分の後期高齢者交付金	357,352,803
2. 過年度分		1	○過年度分の後期高齢者交付金	1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 特別高額医療費共同事業交付金		214,592	○特別高額医療費共同事業交付金	214,592

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 療養給付費等支払準備基金利子及び配当金		1,110	○療養給付費等支払準備基金運用利子	1,110

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 療養給付費等支払準備基金繰入金		7,166,217	○療養給付費等支払準備基金繰入金	7,166,217

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 一般会計繰入金		1	○一般会計繰入金	1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 繰越金		1	○前年度繰越金	1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 県財政安定化基金借入金		1	○県財政安定化基金借入金	1

(款)10. 諸収入

(項) 1. 延滞金、加算金及び過料

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 延滞金、加算金及び過料	2	2	0
計	2	2	0

(款)10. 諸収入

(項) 2. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	14,000	13,000	1,000
計	14,000	13,000	1,000

(款)10. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 第三者納付金	658,000	487,000	171,000
2. 返納金	131,256	184,211	△52,955
3. 雑入	1	1	0
計	789,257	671,212	118,045

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 延滞金	1	○延滞金 1
2. 過料	1	○過料 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 預金利子	14,000	○預金利子 14,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 第三者納付金	658,000	○第三者納付金 658,000
1. 返納金	131,256	○医療機関等返納金 51,899 ○負担割合相違等返納金 79,213 負担割合相違返納金 77,327 資格喪失返納金 1,846 9割間相違・食事差額等返納金 40 ○その他返納金 144
1. 雑入	1	○雑入 1

3 歳 出

(款) 1. 保険給付費

(項) 1. 保険給付費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等	818,744,036	769,640,662	49,103,374	296,169,318		522,574,718	
2. 審査支払手数料	1,952,409	2,090,439	△138,030			1,952,409	
3. 葬祭費	2,546,350	2,671,350	△125,000			2,546,350	
計	823,242,795	774,402,451	48,840,344	296,169,318		527,073,477	

(款) 2. 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業拠出金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特別高額医療費共同事業拠出金	321,889	278,982	42,907	107,297		214,592	
計	321,889	278,982	42,907	107,297		214,592	

(款) 3. 保健事業費

(項) 1. 健康保持増進事業費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 健康診査事業費	2,676,977	2,443,118	233,859	501,050		2,175,927	
計	2,676,977	2,443,118	233,859	501,050		2,175,927	

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支払準備基金積立金	1,111	1,100	11			1,111	
臨時特例基金積立金	0	100	△100				
計	1,111	1,200	△89			1,111	

(款) 5. 公債費

(項) 1. 利子

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 利子	14,000	13,000	1,000			14,000	
計	14,000	13,000	1,000			14,000	

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
19. 負担金、補助及び交付金	818,744,036	○療養給付費等 療養給付費 療養費等 高額療養費等	818,744,036 767,654,408 14,819,267 36,270,361
12. 役務費	1,952,409	○審査支払手数料	1,952,409
19. 負担金、補助及び交付金	2,546,350	○葬祭費	2,546,350

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
19. 負担金、補助及び交付金	321,889	○特別高額医療費共同事業拠出金	321,889

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
11. 需用費	992	○健康診査事業補助金	2,592,802
12. 役務費	8,944	○歯科健康診査事業費	84,175
13. 委託料	74,239	・印刷製本費	992
19. 負担金、補助及び交付金	2,592,802	・通信運搬費 ・委託料	8,944 74,239

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
25. 積立金	1,111	○療養給付費等支払準備基金積立金	1,111
		目廃止	

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
23. 償還金、利子及び割引料	14,000	○利子	14,000

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	4,152,522	2,369,949	1,782,573	844,920		3,307,602	
計	4,152,522	2,369,949	1,782,573	844,920		3,307,602	

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
23. 償還金、利子 及び割引料	4,152,522	○償還金及び還付加算金	4,152,522
		保険料還付金	250,000
		還付加算金	1
		償還金	3,902,521

歳入歳出予算構成比

(単位：千円、%)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 市町村支出金	167,248,724	20.1	1. 保険給付費	823,242,795	99.2
2. 国庫支出金	231,310,363	27.9	2. 特別高額医療費共同 事業拠出金	321,889	0.0
3. 県支出金	66,312,222	8.0	3. 保健事業費	2,676,977	0.3
4. 支払基金交付金	357,352,804	43.0	4. 基金積立金	1,111	0.0
5. 特別高額医療費共同 事業交付金	214,592	0.0	5. 公債費	14,000	0.0
6. 財産収入	1,110	0.0	6. 諸支出金	4,152,522	0.5
7. 繰入金	7,166,218	0.9			
8. 繰越金	1	0.0			
9. 県財政安定化基金借 入金	1	0.0			
10. 諸収入	803,259	0.1			
歳入合計	830,409,294	100.0	歳出合計	830,409,294	100.0